

令和3年第3回

置戸町議会定例会会議録

令和3年6月16日開会

令和3年6月17日閉会

置戸町議会

令和3年第3回置戸町議会定例会（第1号）

令和3年6月16日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第 5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第15 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第16 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第 5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例
 日程第11 議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第12 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
 日程第13 議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
 日程第14 議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について
 日程第15 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について
 日程第16 報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 石井伸二 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 阿部光久 | 議員 | 4番 | 佐藤勇治 | 議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹 | 議員 | 6番 | 高谷勲 | 議員 |
| 7番 | 嘉藤均 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|---------|-------|------------|-------|
| 町長 | 深川正美 | 副町長 | 蓑島賢治 |
| 会計管理者 | 岡部信一 | 企画財政課長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 鈴木伸哉 | 総務課参与 | 福手一久 |
| 町民生活課長 | 渡邊登美子 | 産業振興課長 | 五十嵐勝昭 |
| 施設整備課長 | 名和祐一 | 地域福祉センター所長 | 石森実 |
| 総務課総務係長 | 鈴木良知 | 企画財政課財政係長 | 菅原嘉仁 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 教育長 | 平野毅 | 学校教育課長 | 大戸基史 |
| 社会教育課長 | 須貝智晴 | 森林工芸館長 | 小野寺孝弘 |
| 図書館長 | 遠藤薫 | | |

〈農業委員会部局〉

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 田中耕太 |
|------|------|

〈選挙管理委員会部局〉

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 鈴木伸哉（兼） |
|------|---------|

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 藤 吉 勇 太

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和3年第3回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第27号から議案第35号。
- ・ 承認第4号及び承認第5号。
- ・ 報告第5号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 議案第26号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第6号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月18日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 承認第 4 号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第3 承認第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました承認第4号 専決処分の承認についてでございますが、これにつきましては、町民生活課長より説明いたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 承認第4号につきましてご説明いたします。

承認第4号 専決処分の承認について

置戸町税条例等の一部を改正する条例（置戸町条例第10号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和3年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決処分書になりますので、説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

置戸町条例第10号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の承認第4号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例によりご説明いたしますが、改正概要につきましてご説明いたします。

令和3年度地方税法等の一部を改正する法律が3月31日交付され、固定資産税評価替えに伴う、土地に係る負担調整措置の延長及び税額が上昇する土地について、令和3年度に限り、前年度税額に据え置く特例措置の改正及び軽自動車環境性能割の非課税及び税率を軽減する特例措置が9か月延長されました。これに伴い施行日が、令和3年4月1日となることから、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分し、議会の承認を求めるものでございます。

第1条の改正概要につきましては、先程ご説明したほか、4月1日施行分の改正となっております。

なお、第2条の改正する内容は、令和2年度税条例改正規定の一部を改正する規定となります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の承認第4号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例をご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

1. 第1条による改正。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定ですが、扶養親族申告書の提出の際、一定の要件を満たす場合には、電子提出に係る税務署長の承認を不要とする規定の整備を行うものでございます。

次の第53条の8の改正は、特別徴収税額の規定ですが、第1項の改正は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備で、条文に、第3項、第4項が新設されたことに伴う文言の改正となります。

次のページをお開き願います。

第53条の9の改正は、退職所得申告書の規定ですが、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を不要とする規定の整備で、第3項及び第4項を新設する規定の整備となります。

第81条の4の改正は、環境性能割の税率の規定ですが、第1項第1号及び第2号の規定は、環境性能割の税率について、軽減対象者の割合を現行水準としつつ、令和2年度燃費基準の達成状況を考慮しながら、令和12年度、燃費基準により税率区分を見直す改正となります。

次のページをご覧ください。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、わがまち特例の規定ですが、地方税法改正に伴う改正を行うもので、第10条の2第3項の規定は、雨水貯留浸透施設に係る規定で、令和3年3月31日をもって特例措置が廃止となることから規定を削るものでございます。

第4項から次ページ、第15項につきましては、引用条項の改正による項の繰り上げとなります。

第16項 生産性革命の実現に向けた中小企業設備の支援制度につきましては、機械装置等に係る軽減の規定ですが、令和3年3月31日をもって特例措置が廃止となり、規定を削るものでございます。

5ページをご覧ください。

第18項の規定につきましては、法改正に伴い家屋及び構築物に加え、第16項において該当していた、機械装置等の軽減規定を踏襲し、新たに2年間延長する改正となります。

6ページをお開き願います。

附則第11条から7ページ、附則第15条の規定につきましては、令和3年度評価替えに伴う土地に係る、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、価格の変動に伴う税負担を緩和する負担調整措置の継続に伴う規定の改正となります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定で、負担調整の継続による見出しの年度を改正するものでございます。

附則第11条の2の改正は、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例の規定で、固定資産税の据置年度における価格の特例の規定で、課税上、著しく均衡を失すると認めた場合に、令和4年度及び令和5年度に限り修正を行うことができるよう年度を改正するものです。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、宅地等に対して課する固定資産税の負担調整の特例が3年間延長となる改正となります。

第1項につきましては、負担調整措置の延長及び税の上昇幅が一定を超えた場合の措置について、新型コロナウイルス感染症により環境が大きく変化したことなどを踏まえ、令和3年度に限り前年度の課税標準とする特例措置の改正となります。

第2項から次ページ、第5項までの改正は、宅地等のうち商業地等に係る負担調整の規定で、3年

間延長となる改正となります。

附則第13条の改正は、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、第1項につきましては、負担調整措置の3年間延長と当該農地に係る課税標準額が上昇する土地については、令和3年度に限り前年度の課税標準とする特例の措置の改正となります。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例の規定で、第1項及び第2項の改正は、特例措置を3年間延長するものでございます。

次のページをお開き願います。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定で、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車の環境性能割の非課税措置及び税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を令和3年12月31日まで9か月延長する改正規定となります。

附則第15条の2の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、第2項の規定は、環境性能割の賦課徴収に際し、基準を国土交通大臣の認定に基づき判断する規定で、法改正に伴い字句を改正するものでございます。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例等の見直しに伴う改正となり、第1項につきましては、第6項から第8項、新設に伴う字句の改正となります。

第2項から第4項の規定は、グリーン化特例の規定で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに車両番号の指定を受けた場合の令和2年度分の軽自動車税種別割に係る文言を削除する改正となります。

次のページをご覧ください。

第6項から第8項までの規定は、新設する項で、電気自動車に重点化するとされていた、自家用乗用車以外の種別においても基準の切り替えを行い、2年延長する改正となります。

第6項の規定は、自家用の乗用を除く電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、令和4年度分、令和5年度分の種別割に限り、グリーン化特例75%軽減対象者とする規定の新設となります。

第7項の規定は、三輪以上のガソリン軽自動車のうち営業用のものについて、一定の排出ガス性能を備えたものの場合、令和4年度分、令和5年度分の種別割に限り、グリーン化特例50%軽減対象者とする規定の新設となります。

第8項の規定は、前項以外の営業用のものについて、一定の排出ガス性能を備えたものの場合、令和4年度分、令和5年度分の種別割に限り、グリーン化特例25%軽減対象者とする規定の新設となります。

附則第16条の2の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、賦課徴収に関し対象の自動車に該当するかどうかの判断をする場合、国土交通大臣の認定に基づき判断する規定で、地方税法改正に伴う字句の改正となります。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅の取得等で特別特定取得に該当する家屋を、令

和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に、そのものの居住の用に供した場合には、控除期間の13年間の特例について延長する規定の整備となります。

次のページをお開き願います。

第2条による改正は、令和2年度地方税法改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正に伴い、改正後の規定について改正するものです。

以上で、承認第4号 置戸町税条例等の一部を改正する条例につきまして説明を終わりますが、承認第4号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましても後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

議案を2枚めくっていただき、右のページをご覧ください。

附 則

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置となります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置で、それぞれ令和2年度までは、従前の例による旨の経過措置となります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、施行日前に取得した軽自動車の環境性能割及び種別割については、従前の例による旨の経過措置となります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、承認第4号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

承認第4号 専決処分の承認について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第4号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 4 承認第5号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4 承認第5号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、承認第5号 専決処分の承認につきましては、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 それでは、承認第5号の説明をいたします。

承認第5号 専決処分の承認について

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第13号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和3年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き願います。

このページにつきましては、専決処分の処分書面でございますので説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,498万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正の内容についてご説明いたしますので、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第13号）の8ページ、9ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第13号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、承認第5号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

承認第5号 専決処分の承認について

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第13号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第13号）、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。4款衛生費、1項保健衛生費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、4ページ、5ページ、歳入へ進みます。

2. 歳入。2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款法人事業税交付金。8款環境性能割交付金。10款地方交付税。11

款交通安全対策特別交付金。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 10款の交付税の特別交付税について若干お聞きしたいと思いますが、今回、3,300万円の減額ということですが、これは年度途中ですね、9月だと思いましたが、一旦4,000万円の増額補正をしているんですね。特別交付税っていうのは非常に厄介なもので、つかみというか、基本的にはきちっとしたルールがないので、なかなか予算措置っていうのは難しいと思うんですね。そんななかで、これ令和2年度の決算ですけど、令和元年度においてもですね、減額補正4,900万円ですね、大よそ。特別交付税で減額措置しているわけですよ。なかなか読めないっていうのは分かるんですけど、少なくともこういったルール分っていうのがあまり見えないなかで特別交付税を財源調整措置に使うっていうのは、ちょっと適切ではないと思うんですね。むしろ基金であれば、次の基金でも、結局その穴埋めを減債基金で埋めているわけですけど、むしろ減債基金じゃなくて財政調整基金でこういった年度途中の増減については、最終的に3月末で決算になるわけですから、そのときの調整ということで、むしろ特別交付税の予算措置については、相当慎重に予算措置って言いますか、計上すべきだという、そういうことを意見で申し上げたいと思います。

最近の特別交付税については、ここ2~3年いろんな要素があって、日赤に対する支援とかそういうのも加味されているわけですけど、ただ、大よそ2億円程度、1億8,000万円から2億円程度ということで、2億円を超えるような特別交付税っていうのは、ここ3年間ないと思うんですね。ですから、令和3年度に連動しますけど、令和3年度は2億7,000万円ほど特別交付税見ているんですけど、これはコロナの関係でどういふふうになっていくかは分かりませんが、相当慎重にですね、特別交付税の扱いについてはですね、先が見えないっていうか、算定が見えないなかではですね、今後慎重に対応をして、3,000数百万円の基金をですね、繰り入れするっていうことは、その分だけ3,800万円ですか、基金が充当されるから、基金があるからいいんですけど、ないときにはですね、相当やり繰りが大変になってくると思うので、その辺、今後ですね、特別交付税の予算計上についてはですね、相当慎重に、むしろやっぱり、なんて言うのかな、あまり多く見ないで、ぎりぎりのなかでですね、やっぱり見るべきだと思いますけど、その辺の考え方を伺います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今ご指摘をいただきました件、そのとおりということで私の方も受け止めさせていただいておりますが、若干のご説明をさせていただきますと、いわゆるおっしゃいましたとおり、特別交付税、いわゆるその交付が基礎数値に伴って算定される、いわゆるルール分と言われる部分が全体の約2割ぐらい。残りがですね、国が独自に算定した額をもって、その年度における交付額を決定されるという分、それがほとんどの8割ぐらいを占めるというところがございますと、なかなか交付額の読みをすることが難しいというのが実情でございます。今回の令和2年度の当初予算は、骨格予算でございましたので、政策的な予算を若干抑えて計上させていただきました、当初1億8,000万円の読みをしておりました。途中で4,000万円ほどの追加をさせていただいた経過でございますが、これこそがルール分として、置戸赤十字病院様に支援をする金額がルール分として算入されるだろうという読みをしていたものでありました。今まではルール分は、そのままルールとしていた

だけでしたんですが、どうも今年度の実績を見ますと、財政指数割という係数が掛けられて、本来、満度に来るはずであったものが、いわゆる減じられて交付をされるということがありました。そういうことから、国の方も度重なりますこの特別交付税の性質でございますが、やはり災害等が最近多かったり、そういう北海道でも豪雪被害がありました。そういったところでの経費配分で財源調整をされたのではないかというような累進をしているところでもございます。

平成23年、10年前からさかのぼってみますと、実は、本町なんですけど、25年度以外はすべて2億円を超える金額でございましたが、平成30年度に実は前年より急に1,800万円が減額され、それから、令和2年度の予算編成時期でございました令和2年度1月期において、過去の実績を勘案しながらなんですけど、大体2億円ぐらいは来るであろうという想定をしたということでございます。それで、そのときに今年度からは、定住自立圏域に1,500万円のルール分が交付税としてみなされるというところから、前後加味して2億2,000万円ほどではないかという読みをいたしました。しかしながら、今ご指摘のあったとおりでございますけれども、いわゆるこの1,500万円が算入されていなかったとすれば、前年からさらに931万円の減額であるというところを鑑みますと、やはりちょっと推計としては、見通しが甘かったのではないかというご指摘のとおりではと痛感をしているところでございます。今年度でございますけれども、地域おこし協力隊の部分でかなりの人数の分、ルールで入ってくるものですから、それらを予算計上額と同額としてみなしております。今後、地域おこし協力隊の採用を続けてまいりますけど、その採用人数が確定して、さらにこのコロナ、その他の財政状況を勘案して適切な交付税の算定に意を用いてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで関連して引き続きですけどね、最終的には歳入に穴空いた分は、基金で繰り入れるということで当然の話なんですけど、ちょっと次のページに入っちゃうんですけど、減債基金を利用するっていうことはどうなのか。減債基金っていうのは、この読まれるとおり、起債を減債するために用いる財源の基金だと思うんですけど、むしろさっき当初言いましたとおり、財政調整基金、いわゆる財源を調整するための基金、これは十数億円あると思うんですけど、それをむしろ利用して、減債の方は起債の特別な事情があった場合は、減債を利用するという話は当然の話だと思うんですけど、このような特別交付税のなかなか読めないなかでね、財源を調整するっていうのは、非常に財政当局も苦労されていると思うんですけど、今の説明のとおりね。最終的に、3月31日の決算時においてね、そういったことで財源に穴が空いた場合についてはね、財政調整基金っていう基金がありますので、それは十数億円あるから、それをむしろ活用して、減債はいかがなものかと思うんですけど、その考え方をちょっと示してほしいと思っております。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 ご承知のとおり、本町、今年度から起債の償還については、ピークにどんどん入っていくと。特別会計含めまして約8億円ほどの償還を生じるなかで、当初からこの起債の償還を平準化させる意味で、この減債基金の使用を考えておりました。今ご指摘のとおりなんですけど、財政調整基金なんですけども、年度途中の補正財源等に、いわゆるこの特別交付税の交付額が減少している

ってということを鑑みまして、補正の財源には、この普通交付税に変わる、いわゆる財政調整基金というものの繰り入れを考えたいと思いますが、今年度に関しましては、起債の償還が大きいという理由で全額減債基金で補填をさせていただいたところでございます。令和3年中、これからですね、お諮りをさせていただくようなさまざまな案件につきましては、適切なる基金の繰り入れ等しながら財政調整を、財源調整をさせていただきたいと考えます。よろしく申し上げます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、6ページ、7ページ。

14款国庫支出金、2項国庫補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第5号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

○岩藤議長 日程第5 報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、令和2年度置戸町一般会計補正予算で予算措置をいたしました高度無線環境整備推進事業他6事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので議会に対して報告をさせていただくものです。

内容につきましては表に記載のとおりでございますが、1行目の高度無線環境整備推進事業につきましては、同額を繰り越しいたしました。2行目の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、繰越予定額を2,951万7,000円としておりましたが、令和2年度中の執行済経費74万7,000円を引いた2,877万円を、3行目と4行目のトレーラーハウス設置工事とトレーラーハウス購入事業につきましては、同額を繰り越しました。5行目の中小企業金融資金融資事業は、繰越予定額を220万円としておりましたが、令和2年度中の執行済経費67万4,000円を差し引いた152万6,000円を繰り越しいたしました。6行目の町営住宅外壁等改修工事と、7行目の特定優良賃貸住宅外壁等改修工事につきましては、同額を繰り越しました。

下段の計欄をご覧ください。

繰越予定の金額4億2,940万7,000円、実際に翌年度へ繰り越した金額は4億2,798万6,000円。財源内訳につきましては、4月1日以降に交付を受けた既収入特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億900万円、国庫支出金2,877万円、地方債1億4,320万円、一般財源4,701万6,000円となっております。

なお、町営住宅外壁等改修工事と特定優良賃貸住宅外壁等改修工事に充当される社会資本整備総合交付金1,403万円につきましては、すでに3月31日までに交付を受けておりますことから財源として繰り越しをせず、掛かる経費についてをすべて一般財源で繰り越した次第でございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第5号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、報告第5号 令和2年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則

○岩藤議長 日程第6、議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。
本案について趣旨説明を求めます。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を行います。

この改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一貫として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を第2条第1項において整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に関わる産前産後の欠席期間を同条第2項で規定するものです。

また、第86条第1項では、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。

なお、議案第26号説明資料、新旧対照表につきましては、後程ご覧ください。

以上、改正の概要についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第26号の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案26号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

議案第26号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案２６号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 15 議案第 35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまで

————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第7 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第15 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更につきましては、地域福祉センター所長が説明いたします。なお、この間の議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

〈議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

今回の改正概要についてご説明いたします。

現在、地域おこし協力隊員の給与等につきましては、会計年度任用職員の規定により支給しておりますが、給料表を使用するため募集の際の条件提示に不都合が生じることから、特定職報酬表を新設し、地域おこし協力隊員においては、月額20万円の定額とする規定を新設するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第27号説明資料、置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第18条中、ただし書として、ただし、別表第3に定める特定職報酬表に掲げる職種の月額を、同表の額とするを加え、別表第3（第18条関係）の表として、地域おこし協力隊員の報酬月額を20万円とする規定の表を追加するものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

〈議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第28号につきましてご説明いたします。

議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、令和3年度地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例規定の整備を行うものです。

改正概要につきましては、個人町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う改正及び特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例について、5年間延長する規定等の改正となります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第28号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

第24条の改正は、個人の町民税の非課税の範囲の規定で、第2項の改正は、個人町民税で均等割のみ課すべき者の非課税の計算において、世帯の扶養人数等に応じて非課税となる規定中、令和2年度税制改正により、扶養控除における国外居住者の取り扱いが見直され、一定のもの以外を除外することとなったことから規定を改正するものでございます。施行日は、令和6年1月1日からとなります。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除の規定で、第1項第1号の改正は、特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を控除対象から除外する規定の整備となります。施行日は、令和4年1月1日からとなります。

第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定で、第1項の改正は、令和2年度税制改正により、扶養控除における国外居住者の取り扱いが見直されたことにより規定を改正するものでございます。施行日は、令和6年1月1日からとなります。

附則第5条の改正は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で、第1項の改正は、個人の町民税で所得割を課すべき者の前年の所得の合計が世帯の扶養人数等に応じて所得割を課さない規定中、令和2年度税制改正により、扶養控除における国外居住者の取り扱いが見直され、一定のもの以外を除外することとなったことから規定を改正するものでございます。施行日は、令和6年1月1日からとなります。

裏面をご覧ください。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定で、特

定一般用医療費等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲を見直し、手続きを簡素化した上で5年間延長する規定の改正となります。施行日は、令和4年1月1日となります。

以上で、今回の地方税法等改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第28号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどご参照願います。

本議案にお戻りください。

下段をご覧ください。

附 則

第1条 施行期日につきましては、資料にて説明済みですので説明を省略いたします。

第2条は、町民税に関する経過措置となります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○岩藤議長 ここではしばらく休憩します。10時55分より再開します。

休憩	10時34分
再開	10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、令和3年度国民健康保険税の税率の見直しと新型コロナウイルス感染症緊急対策に対応し、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する国民健康保険税の減免について1年延長する規定の整備となります。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険税の状況につきましてご説明をいたします。

議案第29号説明資料の1ページ。令和3年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。表の中央、本年度の国民健康保険税課税対象総所得金額の合計は、昨年に比べ約1億2,520万円減の9億8,727万円となっております。所得階層別では、昨年同様の世帯割合となっており、世帯数合計では昨年より3世帯、被保険者数では16人減っています。また、表にはございませんが、年齢別被保険者数では、65歳以上74歳までの被保険者の割合が全体の42%を占めております。所得階層別で見ますと、1,000万円以上の世帯数は前年度に比べ2世帯減っており、所得は1億2,130万円ほど減額となっております。その他の階層につきましても、全体的に所得の減少が見られます。右の欄、世帯割合の率をご覧ください。所得階層別世帯割合は、昨年と変動はありませんが、150万円未満の世帯が全体の約58%を占めており、国民健康保険加入者の多くが低所得者層であ

ることが分かります。

下段、軽減世帯情報ですが、軽減世帯数及び被保険者数は5割軽減世帯が減少し、7割軽減世帯が増加しています。以上が、所得状況、軽減の状況となります。

国民健康保険の制度改革により、平成30年より北海道と市町村が一体となり、事務の広域、効率化、統一的な運営方針に基づき、国民健康保険事業を推進しています。都道府県単位化に伴い、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みとして納付金制度が導入され、保険料負担を公平に支え合うため、市町村ごとに医療費水準や所得水準、世帯数、被保険者数に応じた国保事業納付金の額を決定し、北海道に収める形になっており、国保税の算出は北海道から市町村ごとに標準保険税率が示され、これに基づき算出を行っています。現在の納付金の算定上、医療費水準の反映は小さい市町村ほど医療費の増加が保険料負担に与えるリスクが高くなることから、現在、0.5反映されている市町村医療費水準を令和6年度から反映させないこととなる予定です。また、令和9年度には、保険税の賦課方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式へと変更し、令和12年度には統一保険税率とし、全道どの市町村も税率が同じになる予定です。保険税率の算定にあたり、本年度置戸町が北海道へ支払う納付金の額は、昨年に比べ400万円ほど下がりましたが、所得が下がったことなどから、保険税、収納必要額に不足を生じるため、道から示される標準保険税率や従来の保険税率を考慮し、所得状況、日歩数などから試算を行ってまいりました。令和3年度の保険税率につきましては北海道が示す、令和9年度には資産割をなくし、3賦課方式統一への移行を鑑み、急激な負担増とならないよう、本年度より税率の移行を段階的に進めることといたしました。また、新型コロナウイルス感染症等による住民への影響等を考慮し、本年度においても不足分は基金からの繰入を行い負担軽減してまいりたいと考えております。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、説明資料の2ページ、令和3年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条例、改正内容、適用年月日となっています。

はじめに、改正項目1、税率の改正。改正内容の欄、基礎課税額税率の改正です。国保税は、所得割、資産割、加入者1人当たり課税される均等割、加入世帯1世帯当たりで課税される平等割の4方式で課税を行っています。今回の改正は、先程ご説明いたしました令和9年度には資産割を廃止し、3方式賦課へと移行するため、所得割へ移行する税率の改正となります。関係条項の欄、第3条は基礎課税分の税率区分、所得割を、第4条は資産割を定めておりますが、基礎課税分の所得割につきましては、現行100分の5から100分の5.5に、資産割につきましては、100分の38.1から100分の30に改正するものでございます。均等割、平等割につきましては改正はございません。第6条から第7条は後期高齢者支援金等課税額の改正で、所得割を現行100分の1.75から100分の1.8に、資産割を現行100分の12.3から100分の10に改正するものでございます。均等割、平等割につきましては改正はございません。第9条は介護納付金課税額の改正で、資産割を現行100分の8.6から100分の6に改正するものでございます。所得割、均等割、平等割につきましては改正はございません。

資料の3ページをご覧ください。

所得階層別国民健康保険税額となります。表の中央から、左が改正前、右が改正後で、表の右端、

全体分差し引きが前年度からの年税額の改正分となります。一番左、上段は低所得者軽減世帯、中ほどより下は、軽減該当とならない普通世帯の資産となっております。一番上、7割軽減世帯、所得43万円の世帯の変更はございません。3段目、5割軽減世帯、所得92万円の世帯で、3人家族、固定資産税2万円をご負担いただく世帯から資産割が減額し、所得割が増えることとなります。中段、所得210万円の世帯で2人家族、固定資産税2万円の場合、資産割が2,600円減額となり、所得割が9,200円増え、前年度より6,600円の増額となります。一番下、所得810万円の世帯につきましては、医療と後期分は限度額を超えておりますが、介護保険分が資産割を減じているため、その差額が減額となっております。

続きまして、別紙、議案第29号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。2ページになります。

附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規定で、昨年度6月議会において、令和2年2月1日から、令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税について要件を満たす場合に保険税の減免を行う規定ですが、今回その期限を1年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている、令和2年度及び令和3年度の保険税に対する減免規定の改正となります。なお、減免分に対する保険税の減収相当分につきましては、特別調整交付金により財源措置される予定ですが、市町村調整対象需要額に対し減免額が決定されることとなり、本町は減免総額の10分の4程度となる見込みでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の第3条第1項、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

〈議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例。

産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例。

置戸町交流促進センター設置条例（平成16年条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、勝山農村公園内に設置予定のトレーラーハウスの利用料金について新たに定めるものと、合わせて勝山温泉ゆうゆ及びコテージの指定管理を委託している一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆとの協議により、以前から要望のありましたコテージの利用料金についても見直しを図るもの

でございます。直近では、平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い改定を行いました。以降、労務単価の引き上げや令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたことなどの経済情勢の変化に伴う改訂については見送ってきました。しかし、この度、トレーラーハウスの設置に伴い、先程申し上げました経済情勢の変化やコテージとトレーラーハウスとの均衡を図る観点から改正を行うものでございます。

また、コテージに備えてありましたカラオケマシーンも廃棄としたことから、利用料金の改正を合わせて行うものでございます。

なお、具体的な利用料金の決定につきましては、置戸町交流促進センターの管理運営業務に関する協定書第11条におきまして、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆが置戸町交流促進センター設置条例第6条に規定する利用料金の範囲内において定めるものとなっていて、さらにその決定及び改定については、事前に置戸町の承諾を受けるものとなっております。現在、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆにおきまして、料金設定に向けた協議が進められているところでございます。

議案第30号の説明資料、置戸町交流促進センター設置条例（平成16年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となっております。

第6条 利用料金、第2項別表を改正するもので、別表の2の表中、定員4名用、1棟1泊20,570円を25,000円に。定員6名用、1棟1泊30,850円を35,000円に改め、備品、カラオケ1曲につき100円の項を削除します。

次に、その下に、別表の3、トレーラーハウス利用料金として、1棟1泊15,000円を追加するものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第31号について説明をいたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、新型コロナウイルスによる影響が続いていることから、令和3年度においても減免の特例を実施するため、附則第9条 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例の規定について、対象期間の改正をするものです。

附則第9条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

なお、議案第31号説明資料としまして、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので後ほどご覧ください。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第32号についてご説明をいたします。

議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,633万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,633万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩	11時56分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）。歳出、12ページ、13ページ。5項保健体育費、ファミリースポーツセンター管理運営に要する経費から。

社会教育課長。

（以下、社会教育課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第33号について説明をいたします。

令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,763万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について。地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について説明をいたします。

北見地域障害支援区分認定等審査会は、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町が共同で設置をしておりますが、北見市役所本庁舎の新築移転に伴う審査会の執務場所変更と文言の整理も合わせて所要の改正を行うもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項の規定により、北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。

北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約(平成18年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第3条中「北見市大通西2丁目1番地」を「北見市大通西3丁目1番地」に改める。

第8条の見出し中「並びに」を削り、同条中「並びに」を削り、「これを」を「これを」に改める。

第9条第1項中「予め関係町」を「あらかじめ、関係町」に改め、同条第2項中「並びに」を削る。

第10条中「予め関係町長」を「あらかじめ、関係町長」に改める。

第11条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

なお、議案第34号説明資料としまして、北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

〈議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について。地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について説明をいたします。

北見地域介護認定審査会は、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町が共同で設置をしておりますが、北見市役所本庁舎の新築移転に伴う審査会の執務場所変更と文言の整理も合わせて所要の改正を行うもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

北見地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

北見地域介護認定審査会共同設置規約（平成11年8月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条中「北見市大通西2丁目1番地」を「北見市大通西3丁目1番地」に改める。

第6条第2項中「、北見市」を「北見市」に改める。

第7条中「、関係町長」を「関係町長」に改める。

第8条の見出し中「並びに」を削り、同条中「並びに」を削る。

第9条第1項中「予め関係町」を「あらかじめ、関係町」に改め、同条第2項中「並びに」を削り、「、北見市」を「北見市」に改める。

第10条中「予め関係町長」を「あらかじめ、関係町長」に改める。

第11条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

なお、議案第35号説明資料としまして、北見地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○岩藤議長 これ、議案第27号から議案第35号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第16 報告第6号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第6号について申し上げます。監査委員が令和3年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これ、報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 13時14分

令和3年第3回置戸町議会定例会（第2号）

令和3年6月17日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第11 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第12 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第14 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
- 日程第15 意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第16 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 3 1 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 3 2 号 令和 3 年度置戸町一般会計補正予算（第 1 号）
 日程第 9 議案第 3 3 号 令和 3 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 10 議案第 3 4 号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について
 日程第 11 議案第 3 5 号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について
 日程第 12 意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
 日程第 13 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
 日程第 14 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
 日程第 15 意見書案第 5 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
 日程第 16 議員の派遣について

○出席議員（8 名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会 計 管 理 者	岡 部 信 一	企 画 財 政 課 長	坂 森 誠 二
総 務 課 長	鈴 木 伸 哉	総 務 課 参 与	福 手 一 久
町 民 生 活 課 長	渡 邊 登 美 子	産 業 振 興 課 長	五 十 嵐 勝 昭
施 設 整 備 課 長	名 和 祐 一	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長	石 森 実
総 務 課 総 務 係 長	鈴 木 良 知	企 画 財 政 課 財 政 係 長	菅 原 嘉 仁

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学 校 教 育 課 長	大 戸 基 史
社 会 教 育 課 長	須 貝 智 晴	森 林 工 芸 館 長	小 野 寺 孝 弘
図 書 館 長	遠 藤 薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 藤 吉 勇 太

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって6番 高谷勲議員及び7番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第2号から第5号。

・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に2問ほど質問させていただきます。

第1問は勝山郵便局の局舎の移転改築について質問いたします。続置戸町史によりますと、勝山郵便局は大正4年貴田岡照見氏により開局されたと記されております。時は奇しくも置戸村が野付牛から分村独立した年と重なり、今日まで104年の年齢を積み重ねており、この間局舎は大正8年、昭和25年と改築を重ね、現在の局舎は3度目の昭和45年に改築し、今日までおおよそ51年間が経過し現在に至っております。規模は木造モルタル平屋建て、面積189平方メートル、およそ57坪となっておりますが、局舎の経年による老朽化に伴い、耐震化など早晩移転改築の時期に来ていると聞いております。現局舎は個人の所有財産で、契約期間の期限切れも差し迫っており、地域にとっては郵便局は非常に重要な、また大切な公共的なサービス機関であり、なくてはならないものであります。

今後時間があまり残されていないなかで移転改築にあたり、どのような方向で検討されているのか。

現在までの経緯と今後の移転改築にあたって、町としてどう取り組むのか町長のお考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 皆さんおはようございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいま議員よりご質問のありました勝山郵便局の局舎の移転改築のご質問でございますが、昨年町長に就任して間もなく、勝山郵便局長より現局舎の課題があり、札幌の日本郵便株式会社北海道支社の施設担当とお伺いしたいというお話がありました。

ご質問のとおり、勝山郵便局は本町の発展の歴史のなかで、とりわけ勝山地区の郵便や金融機関として住民の重要な生活基盤として、さらには歴代の局長をはじめ職員のご努力もあり、地域住民の憩いの場、心の拠り所であると勝山地区の皆様から伺っております。施設は開局以来建て替えや改修、または機能面でも平成14年には集配業務を置戸局への統合がなされ変遷を重ねてまいりました。

現在の局舎は昭和45年に移転新築され51年が経過し、老朽化が進んでいるとともに、耐震構造にも対応されてないとお聞きしております。議員がおっしゃるとおり、この局舎は町外に転出された元郵便局職員の個人所有物件であるということも伺っております。コロナ禍ではなかなか来町説明の日程が取れませんでした。今年2月札幌支社の担当者が来町し、正式ではないと前置きしながら現在の勝山郵便局局舎の説明がありました。日本郵便では震災後に全国局舎の耐震化を図るために必要に応じて改修工事を計画的に進めているが、勝山郵便局については所有者の同意が得られないことから耐震改修工事を断念したとの説明がありました。また、断念するにあたり、今後の方向性として現在の利用人数や取扱件数などから、日本郵便による新築移転は難しいと考えているようで、担当者からは次の3案が提案がありました。

1つ目は買い物など生活圏が置戸であるなら置戸郵便局へ統合という案でございました。2つ目は地元で受ける方がいるのであればATMの設置はできないが、秋田の簡易郵便局のような簡易郵便局に変更してはどうかと。3つ目には勝山地区の別の建物に間借りする形で賃貸として利用することはできないだろうかとの、以上3つの案に今後ご検討いただきたいというお話でありました。

あくまでもこれは正式ではないという前置きがありますが、なお現局舎が使えなくなる時期については当初伺ってございました再来年、令和5年3月ということではなく、コロナの影響により会社内で全国の耐震改修工事が大きく遅れており、今のところ現在の局舎の使用期限は未定となっているとのことでありました。

しかしながら先程議員おっしゃられましたように、賃貸をしているのであればその契約の期限というのものもあるのかもしれませんが、また、今後協議を行っていくにあたり、日本郵便としても決して廃止を前提としているのではなく、地域と十分意向を尊重しながらこのことを進めていきたいということは確認をそのときしております。

この話を受け、3月25日開催の勝山地区自治連の総会で、私の方から勝山地区の皆様これまでの経過説明を行い、地域の皆さんと短い時間ではありましたが意見交換を行っております。そのなかでも申し上げましたが、町といたしましても勝山地区の高齢化が進むなか、地域唯一の金融機関でもある郵便局の廃止や機能が低下することは生活に大きな影響をきたすことから、現在の勝山郵便局の機能のまま残すように努力していきたい。具体的には現勝山公民館の改修も視野に、入居の可能性について勝山地区住民の皆さんと情報を共有して存続を図ってまいりたいというふうに考えております。

日本郵便の方からも情報提供がありました。足寄町の芽登郵便局は昨年完成した集落センター内に入居した、そんな事例もご紹介がありまして、町の方といたしましても調査を始めております。

いずれにいたしましても、今詳細の日程が決まっていないというなかで、勝山公民館に入居するための物理的な条件や改修内容、入居してからの費用負担を含めた管理などを十分に検討しながら、これから具体的に日本郵便と協議していかなければならないと思いますし、勝山公民館の機能を害するようなことのないような配慮も必要であろうと考えております。

以上議員、ご質問の日程等についてはまだ詳細なものはありませんが、準備は進めていかなければならないというふうに認識をしておりますし、十分住民の方とも新しい情報が入れば共有をしながら検討していきたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 2月の段階で会社側から非公式であるが3点の選択肢を迫られたということであります。まあそのなかで統合あるいは簡易郵便局に格下げすると。そういうことはちょっと考えにくいというか、地元としてはですね、まあ地域としては置戸町としてでもあのこれはちょっと受け入れ難いものだと思っております。

そのなかで私の不確定な情報でありますけど、賃貸契約って言いますか、日本郵便との契約のなかでは現在の所有者との契約期限っていうのが令和5年の3月末というふうに伺っております。令和5年の3月ということは来年いっぱいということですね。来年度いっぱいということ、令和5年の4月からは新しい局舎なり新しい建物のなかで業務を開始しなければならないと、そういう後ろの方がある程度決まってる状況であると認識しております。

そんななかでどういった形ですね、存続し、町として地元と協議するかということが、これから大きな課題になってくるわけでありまして、基本的には現在のサービス機能やあるいはサービスや機能を低下させないで、現状のなかでなんとかですね、勝山郵便局が残ってもらう方策をですね、まあそう時間はありませんので、なんとか早くですね、地域と合意形成を図りながら、あるいはすり合わせをしながらですね、早くその青写真を作ってですね、まあ相手は日本郵便っていう相手もあることですから、そのことを含めてですね、スピード感をもって、やっぱりこの問題をですね、進めてもらいたいと思います。

それがまあ地域の願いではないかと思っております。そんななかでまあ選択肢としては町長の方から、今提案があったんですけど、既存の公共施設のなかで郵便局が入れないか、そういったことの改修をして、まあそういったことができないかということも大きな選択肢の一つだと思います。まあ新しい建物を建ててですね、町が建ててそれを賃貸するってことはちょっと不可能かなと思います。

ただ、現在の公民館、旧小学校ですね、勝山小学校をある程度まあ改修してということと、今あの法人が入ってる建物、まあ以前の公民館も選択肢の一つではないかと思いますが、こちらの方はもうすでに法人の会社が使っておりますので、なかなか面倒かとは思いますが、早くその辺のことをですね、選択肢としてですね、あの方向性を決めなければならないのではないかと思います。

また、地域の人の話ではですね、これはまあ地域の一つの方向とはならないかと思いますが、体育館あるんで、体育館も一つの改修のなかの方策の一つではないかと、体育館の改修もですね、それを含めていることもあの地域のなかにはですね、考えている方もおられるようです。

そんなことですね、まあとりあえずですね、使用期限はつけないということでもありますけども、所有者が一定程度契約の期限が迫ってるという、そういうなかでありますので、早くですね、地域と話し合いを持ってですね、具体的にその青写真をですね、示すべきではないかと思えます。で現状でいけばですね、令和5年の4月からその新局舎での業務開始をするということになれば、令和4年度のなかで来年度中にはですね、改修の工事を進めんきやなんない。そしてそのためには今年度中にはまあ実施設計を測って、ある程度地域と合意形成し、そういった流れのなかで、まあ当然その日本郵便ですか、会社の方といろいろその間に協議を重ねていかんきゃならない、そういうスケジュールになるんでないかと思えますが、その辺のですね、スピード感をもって、この問題については早くですね、方向性を示すべきだと思えますが、まあ若干町長の最初の答弁と重なる部分はありますけど、このなかで今後のスケジュールとして、町長の考えとしてあるものがあればですね、もう少し具体的に示していただきたいと思えます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 このお話をいただいたときに、日本郵便の施設担当の方からお聞きしたときには、所有者の方につきましては改築に同意をされないということだったもんですから、その改築が先程言いましたように令和5年3月31日まで当初見込んでいたんですが、この会社の方針が少し延びているので、それについては少し流動的な含みもあったお話をされております。もし、あのもう改築をしないで、まだ期限が延びるということであれば、現局舎をまだ利用しながらすることも可能性があるのかなっていう含みはあるというふうに私は感じていました。

まああの議員言われるように、それにしても当所の耐震化はいつかは避けて通れない、役場の庁舎も含めてこの課題でありますし、このことは早晩先延ばししてもいつかは訪れる話ですので、それには備えておかなければなりませんし、先程も申し上げましたとおり、芽登郵便局、私も日曜日行ってきました。中身の方は見れなかったんですけども立派な施設で、あのこの芽登地区でこんなに立派な郵便局があるんだなというぐらい立派でした。それから想像つくのはやはり相当な費用かかってこの集落センターは改築されたんだなというふうには想像しておりました。

担当者の方からも足寄町の担当者の方に照会をして詳細図面等あの求めておりますが、なかなか料金設定だとか、まあ1回の照会では教えていただけないことも多々ありましたし、そのほかにも他自治体でも公民館を改修して、コミュニティセンターを改修して、新築ではなくて移転したという例も、郵政の方からもお示しがありましたので、そんなところも検討しながら移転改築に向けてはですね、準備を進めていかなければなりませんし、日程的には先程契約の期限というキーワードも出てきました。まあその辺もあの日本郵便株式会社の方に照会をしながら、実際には契約切れになって満了になってしまうのかどうか確認をしながら準備を進めてまいりたいと思えます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まああの、いずれにしろその所有者があつて、またその上に所有者と契約する日本郵便があつてということで、なかなか複雑な絡みになってるのがまあ今の郵便局のあの実態だと思います。

そんななかでですね、まあいずれにしろ、令和4年度の3月末までなのか、あるいはまだ少し延ばせることができるのか、そのことをね、これからやっぱりしっかりとなんて言うんでしょうか、後ろ

の方を目処をつけないと、こちらの方もなかなかあのどうするかっていう方向性も見えない部分もあると思うんですね。

先程言いましたように、まあ公民館と併設するのであれば、当然公民館のどの部分を局舎として使うか、あるいはそのさっき言ったとおり、体育館などを改修して使うのか、あるいは体育館の利用状況もあると思うんですね、それで本当に地元が了解できるのかどうかということもありますし、そういうことを含めてですね、まあ何らかの方向性だけはですね、早くですね、町長もそのように思っているとありますが、その使用期限の末をどこに置くのか、置かれるのかっていうことだけはですね、明解にやっぱり日本郵便にですね、晒してって言いますか、確認されて、まあ相手もその建物の所有者が、もう令和5年の3月末以降はもう契約しませんよと、使用は不可ですよって言ってしまうと、まあ日本郵便の方もですね、ちょっと困るっていうか、郵便業務がそこで滞ってしまいますんで、そこの方をですね、早くやっぱり日本郵便と協議を進めて確認を取るべきだと思います。

そんななかでですね、やはりあの町としてもやっぱり窓口をどこに置くのか、係のですね、担当の窓口はどこに置くのか、そして地域の窓口をどこに置いてもらうのか。例えば当然まあ地域のことで、地区の、勝山地区の連合会が窓口になってもらわないとならないと思いますけど、そういったことを早くですね決めて、ロードマップを決めて、それで早急にですね、方向性だけは示して、勝山の皆さんに示していただきたいなと思います。そのことを強く求めたいと思います。

まあ町長の意見がありましたらお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員のご心配も勝山地区の方々のご心配もごもっともだと思います。あの時間がなくて何も手を打たなくて廃止になるというような最悪の事態は避けなければなりません。郵便局、日本郵便とどちらから口火を切るかということはあるんですけども、私の方からも積極的にあちらの方に働きをかけ、情報を収集しながら先程を言われました勝山地区の皆様とも、どのように進めていくかということを慎重に考えながら、この案件については取り組んでまいりたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 ぜひ早急にですね、方向性を示していただきたいと思います。

それでは2点目の質問に移らせていただきます。新型コロナワクチン接種状況と今後の接種計画について伺います。

第4波の感染が全国で蔓延するなか、政府は65歳以上の高齢者向け新型コロナワクチン接種を優先的に全国各自治体に指示し、7月末までには高齢者の2回の接種が完了するよう要請しております。

本町におきましても置戸赤十字病院の全面的な協力により、通常診療の合間を縫って医療従事者を最優先に、高齢者など介護施設あるいは65歳以上の高齢者などを順次ワクチン接種が当初予定より前倒しで順調に接種が進んでいると聞き及んでおります。

国は7月末までは希望するすべての高齢者の接種が完了し、以後残された16歳以上の一般対象者に接種を拡大しようとしておりますが、本町において直近までの接種の進捗状況について、進捗状況と今後の接種計画について伺います。

具体的には1点目としては、対象とされる医療従事者あるいは介護施設の入居者、職員など希望者の2回目はすべて完了してるかどうか。この総数と接種率ですね、完了していれば100%というこ

とになるかと思いますが、この総数と接種率。

2点目は65歳以上の接種対象者の数と、すでに1回目の完了はほぼ終わっていると聞いておりますけど、1回目の完了の接種率、同じ65歳以上の2回目の完了の接種率はどの程度なのか、この点2点目伺います。

それから3点目につきましては64歳から16歳以上の対象者の総数と接種計画、いわゆるロードマップと言いますか、これはどのように今取り組まれているのか、すでに接種券は配送されたということ聞いております。

4点目は本町の最終的な接種の完了はいつ頃を見込んでいるのか。なかなか難しいことかもしれませんが、いずれにしろ最終目標ってというのは掲げて実施してと思いますんで、今の段階です、まあ動くことはあると思いますが、今の段階での我が町の最終接種完了はいつ頃を見込んでいるのか。この点についてそれぞれ伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 新型コロナワクチン接種状況と今後の接種計画についてのご質問でございます。本町ではこれまで国の通知に基づいて新型コロナウイルスワクチン接種の準備を進めてまいりましたし、実施してきております。地元の医療機関でもあります置戸赤十字病院の全面協力のもと、一般町民につきましては中央公民館を会場に、福祉施設につきましてはそれぞれの施設を巡回しての接種を行うこととし、国からのワクチンの供給日程が確定した4月7日に65歳以上の高齢者を対象に接種券を送付しております。

福祉施設への巡回接種を5月6日、中央公民館での集団接種を5月11日から開始し、管内では最も早いグループでの接種となっております。当初計画ではワクチン供給量等の関係から、高齢者の接種完了は8月中旬のお盆明け、その後順次基礎疾患者、一般接種と移行し、12月中の完了計画としておりましたが、新聞報道でもご承知のとおり、4月末に全国一斉にワクチン供給確保と高齢者接種の7月完了について政府より強い要請がありました。また、5月末には厚労省専門分科会の方から接種対象年齢を16歳から12歳への変更などがあり、今後の接種対応については日赤病院と都度協議をし、現在は接種の加速化を図りながら実施しております。今月末には一般の接種を実施できる予定でございます。

まずご質問の1番目、医療従事者の接種の状況でございますが、医療従事者は先行接種をしており、日赤病院職員67名を対象に2回接種完了しております。また、福祉施設職員及び消防職員につきましては65歳以上の高齢者接種に合わせ実施しており、消防職員につきましては15名全員が2回接種を完了し、介護福祉施設職員61名ですが、入所者と合わせての計画的な巡回接種を行っていることから、2回目の接種完了最終は7月21日と見込んでおります。

次に65歳以上の高齢者に対する接種の状況でございますが、今週火曜日の6月15日に終了時点で予約状況は対象者1,223名に対し1,105名。予約率としては90.3%となっておりますが、申し込みのない方で町外での長期入院者やかかりつけ医での接種を行っている方がこのなかには相当いるかと考えております。

接種は集団接種と巡回接種を合わせ、1回目の接種を終えた方は1,007名、接種率は予約者に対して91.1%となっております。また、2回目が今盛んに打たれておりますが、2回目の接種を終

えた方は392名、接種率は予約者に対して35.5%となっております。現在中央公民館会場では1日100名を目処に接種を行っており、高齢者接種は順調に進むと7月2日に予約者の2回接種が終了する予定となっております。なお、福祉施設では利用者と職員を合わせた接種を行っていることから、先程福祉職員と同様に全対象者の2回接種が完了するのは少し遅れ、7月21日となっております。

次に64歳以下の接種状況ですが、ワクチン供給の目処がついたことから、6月5日に13歳以上の対象者1,105名に対し接種券を送付しております。また、6月7日からは55歳以上の基礎疾患のある方への予約受付を開始、6月14日からは全対象者への予約受付を拡大しております。

接種日程でございますけども、初回は6月29日からとし、日赤病院の1日の接種人数を増やしております。最終的には接種希望者全員の2回接種を終了する予定はお盆前の8月10日までに完了するよう計画を組み直しております。

ワクチン接種に係る対象年齢の引き下げなど、国の方針がここに来てもなお動きがあることから情報収集に努め、町民の皆様には不安を与えることのないように迅速に対応しております。町外の方から私先月こう言われました。「置戸はワクチン接種が進んでいいですね、田舎だから」と言われました。それは褒め言葉なのか、嬉しい言葉なのか分かりませんが、それほど置戸日赤の協力を得て置戸町のワクチン接種はスムーズに進んでいるんだなというふうに自覚しております。本当に関係者の皆様のご協力に感謝申し上げているところでございます。

最後に今回のワクチン接種を契機に、町民の皆様にもこれまでの日常がいち早く戻り、安心して生活を送ることができるようになることを願っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、詳しい数字を挙げていただきました。そんななかですね、高齢者の分については全体で1回目で終了したのがもう91.1%であると。2回目も39.5%ですか、これだけまああの進んでるといってお話がありました。これからまあ64歳以下16歳までの対象者に進むわけでありまして、いずれにしろ、今町長が言われたとおり地元で公的な医療機関があったということと、それから職員の皆さんも一生懸命これらに対してですね、寝起きを忘れて頑張ったんだと思います。

そんなことですね、ぜひあの接種率を高めていただいて、目標とするところは8月ですね、8月のお盆前までにはもうすべて終了したいという、まあ猛烈なスピードだと思うんですね。まあ多分に人口も少ない、対象者も少ないからそういうこともあるのかもしれませんが、いずれにしろ医療機関の協力、それから職員の頑張り、そういったことで地域の皆さん方もですね、一生懸命協力してくれてこういったまあ接種率になったと思います。大変喜ばしいことだと思います。

それで、あの再質問になりますけど、今一番その住民の人が心配してるのは接種後の副反応や体調不良のことです。で、今回ですね、今までやったなかですね、まあ大きなその体調不良だとか副反応がですね、あったのかどうか。多少はその腕が痛いとか、上がらないとか、熱が出たとか、そういう方はですね、おられるようですが、極端にですね、入院したりとか、そういう体調不良者がいたのかどうか、わかる範囲で結構ですけど、まあその有無について示していただきたいと思います。

それから、あの2点目はあの当日ですね、なんらかの理由でですね、接種をキャンセルすることが

ですね、キャンセルせざるを得ないという人がですね、まあこれは全国的にどこもそうなんですがあるわけですが、そのような場合にですね、当然キャンセルが出るのは当然なんです、具体的なですね、出た場合の、キャンセルが出た場合の具体的なルールとか、あるいはですね、予備登録など、そういったことですね、設けているのかどうか、その点が2点目と、それから3点目は16歳から64歳までの接種の対象者のなかにはですね、当然昼間はですね、日中はまあ仕事や学校などは平日は接種の対応ができない人もいるわけですが、その人のためにですね、土曜日、日曜日あるいは夜間の対応は必要ではないかと思いますが、これらの対応についてどのように考えてるのか、また対応しようとしてるのか、その辺についてお示ししていただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まず、1点目の副反応や体調不良者の発生の有無でございます。基本的にはあの高齢者接種が先行して行ってきておりますので、今まで接種を行ってきたなかでは、現時点で新聞報道にもありますようにアナフィラキシー症候群症状や体調不良を訴える接種者はおりません。ですが、接種後少し時間が経過したあとに発熱・倦怠感・頭痛などの症状を訴えている方はおられるようでございまして、その方につきましては高齢者よりもこの高齢者接種のときに若い人、職員や、それから医療従事者、それから消防職員のなかで若い人を中心にそのような症状が出てきているのが顕著になっております。その比率、数字等は統計を取っておりませんが、あの2回接種の方で相当訴えがあるという現実もございます。

続きましてキャンセルの対応でございますが、今までの高齢者接種のなかではデイサービス職員、それからワクチン接種会場に從事している町職員を中心にドタキャン、キャンセルについて対応してワクチンの廃棄のないように接種を行ってきております。今後始まります64歳以下の接種時には、希望者はそれぞれ接種日が振り分けされておりますが、申し込み時にいつでも可能とした人のなかからキャンセルに対応していきたいと思ひますし、それでも穴が開くような場合は職員のなかでも対応を、いつでも対応が可能だという人を対象にワクチンのロスのないように図ってまいりたいと思ひますが、役場の内部でもですね、先程申し上げましたとおり、発熱対応、それからあの若干職務に支障をきたすような事例も散見されまして、総務課の方から接種の日程については分散を図っていただきたいということを言っておりますので、まあワクチンのロスのないように、そして効率的な接種ができるように、これからも工夫しながら、あの接種を進めてまいりたいと思ひます。

土・日の対応につきましては、議員ご指摘のとおり勤労者や生徒など、接種が平日難しい方の対応といたしまして、7月18日日曜日を1回目、8月7日土曜日を2回目、この1セットとして300人の枠を確保して日赤病院と実施計画を組んでおります。

しかしながら、現在の一般の方の予約状況の傾向といたしましても、やはり早い日程から予約される状況で、この土・日の枠はまだ埋まっておりません。また高齢者の方に比べて接種申し込みが低調でありますので、7月1日号のまちのお知らせ等で、再度このワクチン接種について周知を図ってまいりたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ1点目の大きななんて言うんですか、健康被害って言いますか、体調不良とかそういうのは出てないってことで、まあ軽微な部分については頭痛が出たり、発熱

したり、まあそういった方がまあ2回目に多いということがわかりました。今後対象者が若い方に移るわけですが、まあ今後どうなるのか。その推移はですね、見守っていきたいと思います。

それからキャンセルの場合についてもですね、まあできるだけ無駄にならないように、まあ町職員等が対応していきたいということで、まあぜひその辺についてはですね、迅速に対応していただきたいと思います。

あと、その土曜日・日曜日あるいは夜間の対応なんですけど、夜間は基本的にはなかなか難しいかなとは思いますが、この7月18日と8月7日、まあ2日間で300人を対象とするということですが、これだけで2日間できるかどうか。ちょっとある程度ほかの土・日ですね、予備日も必要ではないかと思いますが、ぜひこういった方々にですね、利便をですね、まあ日赤さんといろいろ話し合いしながら、あの進めていかんきゃならないと思うんですが、ぜひそのこともですね、視野に入れて進めていただきたいと思います。

それで最後になりますか、再々質問ということになろうかと思いますが、まあ16歳以下の、いわゆる年齢を下げてっていうことが、まああの町のホームページにも12歳からということが載っております。で、政府もですね、国の方も12歳から順次高齢者っていうか、対象者が終わったら順に12歳からもっていう話が出ておりますけど、これらについてはですね、一定程度小学生の高学年あるいは中学校のまあ中学生ですね、そういった義務教育のですね、児童生徒が対象になろうかと思えます。この場合ですね、今あの詳しいことは承知してませんが、まあ一定程度保護者の承認が必要だということが言われてます。そういうことですね、これらについて具体的にそのように進めてるのかどうか。積極的にですね、こういったものを進めているのかどうか。それと、いずれにしろこの対象者は学校、小学校、中学校というか、学校が対象になりますんで、児童生徒が対象になりますんで、まあ学校でのですね、集団接種をやるのかやらないのか。まあ従来どおり中央公民館に生徒をスクールバス等で連れてきてやるのか、その辺ですね、その学校での集団接種の有無についてちょっと考えてることがあれば示してほしいと思います。

で、全国的にはですね、これら対象児童生徒の接種はですね、慎重を期すべきであるという、その住民や保護者の声の一部はあるようです、自治体によってはね。ですから確かにまあ予防接種ですので、これらの子どもたちに打つことも大切なかもしれませんが、保護者にとってはですね、本当に大丈夫なのかなっていう不安を持ってる方もおられると思うんで、その辺のことはですね、慎重に進めなければならないと思いますが、まあ以上言ったことについてですね、あの再々質問になろうかと思いますが、これらについて町長の考えを伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ議員のお話のとおり、6月1日付けで国からの、この接種対象年齢の拡大の通知を受けて、本町では64名このような方がおられます。接種券をすでに送付しておりますが、先程議員からも全国の新聞報道のなかでも慎重な対応が求められるという意見も保護者から寄せられているという話もございます。

本町では、基本的にはこの対象年齢の方の接種につきましては保護者の同意が必要です。それから接種につきましても同伴が原則となっておりますが、まあ学校での集団接種も脳裏をよぎったんですが、その後の新聞報道を見て、やはり慎重にしなければならないということと、学校現場で打った

打たないが、それが生徒同士で話題になってもこれは困るということも担当の方からと協議をいたしまして、この対象年齢の接種も中央公民館での集団接種のなかで実施をしてみたいと思います。これはもちろん本人のプライバシー、保護者のプライバシーを確保するという意味への配慮でございまして、64歳以下の接種と同時に行ってみたいと思います。

なお、ちょっと質問とはずれますが、高校生の接種についても課題となっております。置戸のもちろん在住している、元々置戸にいる方は接種券が配布されておりますが、本町は置戸高校が全道から寮生活を行っております。住民票を置いてる方、それから前親元のところに置いてる方、接種券が届いてない方もおられます。この方の対応については、接種券がその住所地であるところで発行されなければ、なかなか接種が一斉にはできないということもありまして、今後この状況を見ながら再度日赤と協議しながら、やりやすい方向で接種を図っていきたいと思います。

なお、今回の集団接種以降の接種希望者、もしもこの時期を逃したけれども、日程が合わなかった、体調不良であった、そのような方の取り扱いにつきましては、国の指針を待って今後赤十字病院と協議をしてみたいと思います。

現段階では65歳以下の接種率は80%、高齢者を合わせた全体では85%の計画で、本町では接種計画を組んでおりますが、もちろんそれ以上の接種ワクチンも確保の目処が立っておりますので、接種したくてもできないというようなことはありませんのでご安心いただきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 私も高齢者の部類に入りまして、65歳以上ですね、それで第1回目目が6月1日に終わらせてまして、2回目目が23日ですね、なっておりますので、まああの実際自分が2回打ってもらって体調の変化だとか、その状況はどうかということは自分自身が体験してみないと分からんことですが、いずれにしろですね、新型コロナをですね、なんとかワクチンで止められることがあるのであればですね、本当に町民の皆さんの健康を守るという意味からも早くですね、このワクチン接種を完了していただいてですね、町民の安心・安全な、そして通常の活動って言いますか、社会活動ができるよう願ひまして、またあと日赤、それからまあ役場の担当の方含めてですね、今日までですね、大変なご努力があったと思うんですが、それに感謝いたしまして、私の方からの一般質問はこれで終了させていただきます。

○岩藤議長 7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に質問をしたいと思います。

置戸町長に就任して1年取り組んできたことと、今の心境ということであります。昨年の5月の置戸町長選挙において、第20代の置戸町長に就任された深川町長においてはまだ1年ということではありますが、取り組んできたことと、今の心境とはということで質問をいたします。

昨年の町長選挙にあたり町民の皆様にご多くの公約を掲げ、多くの信任をいただき町長の職に就かれてまいりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、日本でも緊急事態宣言の発出があり、大きくは東京オリンピックの延期や各種行事・催し物の中止・自粛となり、置戸町においても同様にいろいろなことが中止や自粛をせざるを得ない状況に陥りました。

そして2年目に入った現在でも、2度目の緊急事態宣言の真っ只中でありまして、本来ですと多くの町民の皆様とお話をされて熱くまちづくりを進めているところではございますが、コロナウイルスの

感染拡大防止や疲弊した飲食店や商店街、事業所へのでこ入れ策に優先を置かざるを得ない状況がありました。就任間もない深川町長には大きな試練のように感じるところでございますが、そんななかでもいろいろと取り組まれた1年だったと思いますが、その取り組みの内容、そして今の心境、今後の熱い想いをお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 就任1年を振り返ってというご質問だと思います。まああの思いを語っていただきたいということで配慮いただいたのかなと思います。昨年20年ぶりの町長選挙を経て、6月10日に町長に就任して早や1年が過ぎました。

昨年2月の北見市のクラスターの発生以来、コロナウイルス感染症が本町においても現実的な脅威となり、経済を含めて町民の皆様の日常生活の制限が余儀なくされてきた1年でもあります。夏まつりをはじめ、各種イベントの中止、書面会議、不要不急という言葉が普通となり、葬儀は家族葬、賑やかな場、大勢での飲食の楽しさも私自身も含めて町民の皆様は忘れつつあるのではないかと不安な一面もあります。そしてマスクは必需品となった激動の1年であります。

現在も先月発令の北海道の緊急事態宣言により、本町の公共施設の利用休止やご不便をかけておりますが、先程質問でもありましたが、ワクチンの接種は順調に進んでおり、本町においても希望の光が見えてきております。

昨日の報道でも20日をもって北海道の緊急事態宣言は解除の方向で検討がされており、オホーツク管内の発生も低減していることから、明日本町の本部対策会議を開催し、置戸町の方針を決定していきたいと考えております。

さて、就任1年を振り返ってというご質問です。就任前も役場職員として役場の仕事、地方自治に携わってきたつもりでありましたし、近年は総務課長として前井上町長らの三役、それから幹部職員の町政に取り組む姿勢を間近で見る機会もあり、町長の任務や責任はある程度わかっていたつもりですが、やると見るとは大違いということが多々あります。同じようにできるとは思っていませんが、私はまちづくりは多くの町民の皆様と会合や行事を通じて語り合うことから思っておりました。コロナ禍でなかなか現実に実現できておりません。しかし、出張なども少なくなって在庁が多く、町長室もあけっぱなしで訪問される方も増えてきております。そのなかでいろいろなお話ができるようになってきました。また、それが私の今の元気のもととなっていることも事実であります。間もなくコロナの行動制限が緩和、そして解除されれば行動力を持って積極的に新しいまちづくりに皆さんと意見を交わしながら、まちづくりを進めてまいりたいと思います。

昨年選挙公約でまちづくりは人づくりを掲げて当選させていただきました。ある方からは具体的には何するのと問われたこともありました。今でも私自身これが人づくりですと胸を張れることはありませんが、人間は誰しも幸せに暮らしたいと願います。不幸なことに見舞われた方はなおさらです。そして自分一人幸せならいいという方もいるかもしれませんが、多くの方は社会全体が安心して不安のない、そして家族も近所の方も笑顔で暮らすのが良いまち、良い時代だということだと思っております。

温故知新、古きを尋ね新しきを知るとのことわざのとおり、置戸の人・歴史に学び、その先の未来を開いていくことは重要なことだと考えています。人づくりは知識を深めるだけではなくて、人々

の考え方を考えることだという信念で、まちづくりは人づくりと訴えてまいりました。これを実現する大きな要因は熱意と感動、そしてそのことが人々の元気ややる気、明日への活力を生むものだと思っております。そして、その感動は自分一人で実現するものではなく、感動する人、させる人があって作られるものだろうと思っております。私はそれを基本に据え、人づくりを体現したいと思っております。

昨年就任後、課長をはじめ全職員の面接を三役・総務課長で行いました。職員各自のそれぞれの意見を聞くことが主でございますが、その際若い職員に対しては町内会や文化活動など、何でもいい、積極的に参加してほしいとお願いをいたしました。

先日若い職員が自分の住宅周りだけではなく、数人で単身者住宅の草刈りをしていたのを聞き、また人事異動で新たな部署に配属の若い職員は、ある案件で堂々と私に公平性が保てませんと直言を受けて正直驚いております。1年経って小さな感動かもしれませんが嬉しく思い、先日課長会議でこれを伝え、着実に若い職員は成長していると、若い職員を上手に育てていただきたいと、改めて全課長に訓示したところであります。

私は職員の育成はまちづくりの大きな第一歩だと確信しております。外部からの知識の習得も大事ですが、多くの町民の皆様との会話を交わす中で得る知識や経験も大きな人づくりで、役場で事務を取るだけでなく、出来る限り現場や町民のいる場所に出向いて行かせたいと思っております。その際職員を育てるのは町民の皆さんであり、文句もあろうかと思いますが、各議員はじめ、その際にはぜひご協力いただきたいと思っておりますし、積極的に迎え入れていただきたいと思っております。

私の役場の人材育成の本質は任用だと思っております。職員をできるだけ知り、その適性を見抜き、それを用いてそれに任せる。そして自ら考え、勇気を持って実行し、喜ばしいことは褒め、失敗すれば上司が責任を取るという組織を実践したいと考えております。

さて、1年間政策ではコロナ対策を最優先で進めてまいりました。コロナで廃業ということが起きないようということも昨年申し上げていましたが、このことは本当に皆さんの、町民の皆様の努力もあり実現しております。支援対策を細かく実施し、その交付金を活用しながら光ファイバー網の整備や勝山温泉ゆうゆのトレーラーハウス、GIGAスクール対応の学校の学習環境整備、商工会ラポラカードの導入、アフターコロナへの対策も進めることができました。

2年目には児童館建設に向けた検討や老人福祉施設の指定管理の継続、特別養護老人ホームの改修計画の策定など、昨年表明した5つのテーマを、私の公約を着実に進めてまいりたいと思っております。本年度元気だすべ事業の創設により、起業・移住の促進、森と住まいの支援事業や住宅改修、空き家活用制度の見直し、定住対策や住宅の流動化促進を積極的に行っており、町外からの移住・定住の問い合わせも増加しております。4月には2人しか採用できませんでしたが、今回の報酬アップ条例の条例改正を経て地域協力隊員の再募集を図り、また第1弾のふるさと納税返礼品の導入など地域活性化を進めてまいりたいと思っております。

私も若い職員に負けないう町民の皆様が集まる場所で前町長のように機転の効いた冗談の一つも言えるようになりたいと思っております。

最後にこの場をお借りして、先日井上久男名誉町民が卓越した手腕での地方自治のご功績が認められて、春の叙勲において旭日小綬章を受章されました。町民を代表いたしまして心からお喜び申し上げますとともに、長年のご労苦に対しまして、後輩の1人といたしまして深く感謝申し上げます。

以上お答えになってないかもしれませんが、1年間を振り返って初心忘れるべからず、2年目に向けて決意の一端を述べさせていただきました。以上です。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今1年間を振り返ってということで答弁をいただきました。今、最後になりましたけれども、井上前町長が表彰を受けたということで、私の方からもお祝いを申し上げたいと思いますし、町民の皆様とお祝いをしたいという思いであります。

まあ、あの1年経ちました。本当は今日はクールビズということでネクタイをしなくてもいい状況でありますけれども、深川町長に至っては昨年していたと思いますけれども、緑色のネクタイを締めてですね、心、心機一転と言いますか、そんな思いでこの議会、町政に臨んでいるのかなというふうに感じておりますし、まあまあ、あの職員の面談ですか、それについても私は全員ということで、これ素晴らしいことだなと。これ1回に限らずね、何回も続けていっていただきたいというふうに考えますし、まあ先程総務課長のときと立場は変わってというお話もありました。さすがにあの町長という重責は大きなものがあるのかなというふうに感じておりますけれども、その辺あの職員時代と比べて今の重さを感じながらやってるということではありますけれども、その辺の気持ちの持ち方と言いますか、自分の力の出し方というか、その辺町長になっての新たな思いというか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの、ちょっと熱が入りすぎて長くなってしまって申し訳ありませんが、私はやはり前町長からも言われました。1年でなかなか成そうとしてもなりません。しかし、長期的な目で見ると、政策は考えていかなければならないという目も養わないとだめだよということも最近分かるようになってきています。

しかしながら、やはりこの町長という職は4年の任期でございます。この4年の任期のなかでどれだけ実績・成果を残すことがこの行政の推進だと思っておりますので、私は思いだけではなくて、実行を伴った町政を運営していきたいと思っておりますし、またいろいろなことにチャレンジをして、失敗もあるかもしれません。そのときには率直に責任も取りますし、謝りもいたします。そしてそれを恐れず、新しく置戸のまちづくりを進めていく覚悟で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ町民の皆様、議員の皆様、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 本当に決意も新たにと言いますか、大変心強いものがあるのかなというふうに感じておりますけれども、最近町長はこの広報にもですね、最後のページの方にまちづくり月記ということで書いてあります。これらについても積極的な取り組みというか、町民との対話をしたいということ十分に考えての行動かなというふうに考えておりますので、今後ますますコロナが終わったあと、実は私もこの議員にさせていただいてから今13年目に入りましたけれども、支援者とずっとこう報告会あるいは語る集いということで、毎年のように13年間続けてきました。ただし、今年においてはコロナということで、それもやむなく中断せざるを得ないというような状況でありました。まあ本来であれば深川町長においても新春の集いとか、そういう形で町民の皆様と懇談をですね、次のまちづくりを考えていく時期が、機会があったんではないかなというふうに思います。

ども、本当にコロナを克服しないとですね、そういうことも実際にはできないというふうに思っております。なんとかそのコロナを収束させてですね、また新しいまちづくりにがんばっていただきたいと思っておりますので、再度こう思いと言いますか、熱い気持ちと言いますか、その辺を町民にお聞かせをいただいて私の質問を終わりたいと思っておりますけどよろしく申し上げます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先程最初の答弁の中で申し上げましたとおり、人を動かすのは感動と熱意だということをお願いさせていただきます。

昨日企画財政の方で、広報の方で、置戸高校のプロモーションのY o u T u b eができたから見てくださってということで、昨年のY o u T u b eも見ていたんですけども、今年のは本当にドラマ仕立て、高校生1人がそのなかで介護福祉士の試験を受ける場面が出てきます。まあ、あのうっとなるほど感動的な映像で、まあ以前も議会の方で、この置戸高校の対策についても力を入れるためには今までのやり方とは違う方法をとらなければならないというご意見もいただきました。やはり生徒が主体の高校、そして置戸にとって大事な高校ということをアピールする意味でも、いいY o u T u b eができたと思っておりますので、まもなくアップされる予定ですので、ぜひ皆様もその機会があればご覧いただきたいと思っておりますし、それに負けないように感動を持って町政を取り組んでいきたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時から再開いたします。

休憩 10時43分

再開 11時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をしたいというふうに思います。

過疎地支援制度の活用についてでございますが、国は2020年に過疎地域などの人材確保を後押しする特定地域づくり事業推進法が施行され、複数の事業を組み合わせるマルチワーカーとして働いてもらう制度が動き出しています。全国で88市町村がこの制度を今使っております。

この制度は組合を作り、組合で職員を採用し、季節ごとに異なる職場で働くのが今回の制度でございます。事務局の運営と1人1年間400万円を上限とする派遣の人件費の半分を国と市町村で助成する。残り半分は派遣を受けた事業者の利用料で賄うというふうになっております。総務省は都市部からの移住者のほか、地域おこし協力隊の任務を終えた人や地元の若者など、協同組合の職員として想定していると言われております。

地域の企業者は今この不景気のなかでも人材不足と言われていた点が非常に多くあるというふうに思います。地元の商工会、農協、林業団体、福祉団体等に大きな枠のなかで協議をしていただき、置戸の地域のニーズに合った人材を確保すべきと思うが、定住や移住が可能であれば検討すべきと考え

ますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまのご質問は過疎地の支援制度の活用についてのご質問でございます。

昨年10月に実施の令和2年度国勢調査の速報値が今年発表になり、北海道の総人口は5,229,000人、前回調査の27年度に比べ、北海道全体でも153,000人、率にして2.8%の減少となりました。

札幌市をはじめ周辺の市部の一部の人口を伸ばす傾向があります一方で、ほかの市では軒並み人口減少が進んでいる状況で、依然として道内でも札幌・道央圏を中心とした一極集中が進んでいるとともに、日本全体でも減少になっており、まさに人口減少社会の到来だと認識しております。

オホーツク管内の市町村の状況では、すべての自治体で人口減少が続いており、本町は減少率10.2%で、管内では津別町、滝上町、湧別町に次ぐ4番目の減少率となっております。減少率では道内179自治体の中54位となっております、前々回の国勢調査の減少率9.8%よりも増加しております。

本町ではこの5年間で316人、1年間にして約60人ずつ減少した結果となっております。現在国調の人口とは異なりますが、先月末の本町の人口は2,746人で、このペースで減少が続けば、一昨年策定しました第6次総合計画人口推計通り、10年後には2,200人を割り込んで、目標の2,500人の数値は絵に描いた餅とならないよう、町外からの移住を図っていかねば目標達成は困難であると考えております。

議員ご指摘のとおり、人口減少は一次産業に限らず、さまざまな産業で活動の停滞や存続を危うくさせます。また、町民の生活自体にも大きな影響を及ぼし、町の活力が徐々に失われていくことが容易に想像ができます。コロナ禍において在宅勤務が余儀なくされ、その結果、その環境が整えば農村部でのテレワークが可能となり、我が町もチャンスと考えておりますが、これとて一部の職種や大手の企業に限られているのも現実でございます。

先日、ハローワークのホームページの方を私は見ましたが、置戸町の求人は40職以上の求人が掲載されておまして、3か月前にも増して増えております。明らかに人材不足が顕著となってきておりますし、そのことは本町はじめ過疎地域における共通の課題で、深刻であるのは間違いない事実であります。

議員からのご質問にもありましたが、国では人口急減地域特定地域づくり推進法を制定し、特に一次産業現場における人材の確保や育成、地域社会の維持や活性化に寄与する地域の担い手を確保する仕組みを支援する制度を立ち上げております。

この制度を本町で考えますと、農業・林業・製材業・運送業など、事業者または介護事業・飲食事業者など、各事業者が特定地域づくり事業協同組合を組織して、そこに移住を希望する都市部の若者を地域おこし協力隊として任期を終えた隊員など、派遣職員として雇用し、アフター地域協力隊というようなことも含めた事業プランとなっております。これがいろいろな職種を超えてマルチワーカーとして地域で活躍することが、その地域の活性化や維持に繋がるというもので注目しております。

一事業者では年間を通じた仕事がないなど不安定な雇用となっている現実もありますが、この制度を利用することで、年間を通じて仕事を創出し、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができる上、運営経費の一部は交付税措置により町の財源となるといったメリットもあることから、

うまくマッチングが可能であれば移住・定住にはもちろん、地域活性化にも大きな期待が寄せられる制度だと考えております。

先程議員がおっしゃいましたように、海士町や本道では下川町で採用されているというお話も聞いております。置戸町も積極的にこの制度に研究をしながら進めてまいりたいと考えておりますが、まず最初には今年度地域協力隊を募集してなかなかまだ集まっておりません。こちらの方に力点を入れながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 まあ、あの今町長が言ったように非常にこう、あの各団体がですね、人材確保のために非常にこう努力しているということが多くありますけども、とりわけ林業の関係でもですね、今伐採の方については機械化が進んで非常にいいんですが、造林をしたくてもですね、やっぱり今皆伐って4年も5年も待たなきゃならんと。そうなるといきおい人を入れなきゃならないと。一部ではあの海外からの外人の部隊を入れようかということでもいろいろ検討してるんですが、全国連とか道木連も、今あの会員を募集と。その会員を募集するにあたってですね、今からのその組合に加入しないとだめだよと。加入するためには今20万円とかって言ってましたね。で、研修するその指導者の研修も当然年に何回か東京で行われると。で、その指導者の研修が終わった段階で、まあどっから来るか分かりませんが、海外から外人を入れてですね、林業に使うようになると、ただ製材工場はなんかだめなそうです。それも今あの全木連の方ですね、もうちょっとこう林業・製材業からあの造材からそういうものにですね、幅広くできないのかということで1級とか2級とか、そういう資格を取ったらですね、3年間から5年間に移行するっていうような制度も今作るそうです。まだまだ外人を雇うとなると、いろんな言葉の障害とか、あるいは住宅の確保とかって、いろいろと面倒な部分もすごくあるというふうに聞いてます。

そんななかですね、やっぱりある程度地域にあったあの日本人の、まあ日本人のつたら語弊ありますけども、全国からそういう人をですね、集めて各地にこう派遣して、そしてあの地元のですね、林業は3か月、あるいは商工会には2か月、農業には3か月ということで、1年を通したサイクルを作ってですね、やっぱりやっていかないと、あの定住が難しいなあという感じしてます。

そんなことも含めてですね、今回またあの今年度から地域おこし経験者のリーダー的存在を作るということで、これはあの今年度からですけども、地方経済活性化につなげる方策として地方自治体が雇用した場合に、1人報酬最大650万円を交付税で措置するという、新しくですね、地域プロジェクトマネージャーという制度ができます。これもあの非常に専門的な見地からですね、特産づくりやイベントなどに関わり、現場責任者としての事業を統括する役割を求めるといのものでございます。

こういうものが総務省でできておまして、まあ非常にこう、どうしてこういう制度できるのか分かりませんが、まあ地域の活性化におけるですね、そういうものを作って非常に地元の町村ではできない、そういうものを国で、そういう現場の責任者として統括するものを制度として作っております。

まあこういう制度をですね、うまく利用するのも一つの方法ではないかというふうに思っております。で、今全国でもですね、あの仮にこれらの関係でも地域おこし協力隊のやっぱりあの終わった人、あるいはそういうものをですね、活用して、地元に移住してくれる人がですね、現場の責任者であっ

てくれるような制度を作ってるようでございます。これもあのもうちょっと中身詳しく調べんとわからんともありますけども、非常にあのいい制度だなんていう感じをします。で、地元でなかなかこういう人が得られない場合にはですね、こういう移住の制度もありますので、一つこれらももう少し制度を研究していただければというふうに思います。

先程町長が言ったようにあの島根県の海士町って言うんですか、これではあの本当あの2人ぐらいは雇うというのに5人も来て非常に困ったというお話が新聞紙上に載ってます。で、全部を雇うわけにはいきませんので、そのうちから3人ぐらいい雇ってですね、あの4月からは農業、5月から10月までは飲食業、11月から3月までは酒製造業と違って、いろんなパターンを作ってですね、それぞれ人に合ったものを作って、1年間をぐるぐる回して、そして人口減の歯止めを次々に立ててるというようなことが言われてます。

できれば置戸町にもですね、そういう困ってる企業があるというふうに聞いてますので、まあ何人かを雇ってですね、そういうふうな1年間ぐるぐる回す、3か月あるいは4か月ですね、あのそれぞれの職業に回してですね、やっぱりあの困っている、そういう人を派遣するというようなことも考えられるんでないかというふうに思いますので、再度人口の歯止めについてですね、町長はどういうふうに考えてるか、お聞きしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 前段議員の方からも造材は業者はいるんだけど、造林の担い手がいないというお話をさせてきていただきました。私もあの今年、昨年、町有林で試験的に施業した新しい地拵え、造林をする場所のところを機械を入れてですね、あの造林しやすくするというので、置戸のこの中里の上の町有林の方の現場、今年先月ですね、見に行きました。まさに笹もなく、本当に傾斜はあるんですけども、グラウンドのなかに造林をする。担当に聞きますと、マルチャーという機械で、地拵えしたんだと。これだったら誰でもあの造林できるんじゃないか。もしかすると傾斜がなければ機械でも植えられるんでないかっていうようなぐらい、技術が進んでいるのもあの見て驚きました。やはり不人気の職場のなかなか共通するところは機械化が進んでいない、誰でも作業ができないようなことが一つ挙げられると思います。こういう技術革新もそれぞれの産業で進めていただくのに町もサポートしていきたいと思いますが、一方で産業単体での人材確保っていうのは非常に今までも難しかったし大変だと思いますし、議員ご紹介のように他産業で合わせ技で雇用する、地域に移住してもらってということは画期的な良い方法だと思います。

私の公約にも掲げて去年言いましたが、町内の事業者の方々、産業の垣根を越えてですね、意見交換の場を設けさせていただいて、単体ではできない課題、それから協力できること、それぞれの抱えている課題や要望を整理した上で、それぞれの解決に向けて、この方法も一つの方法であるなど、議員の言われるようなこの制度活用も方法であり、この協力が得られるなかで協同組合、受け皿となる協同組合の設置も実現できるんじゃないかなと思っております。

町内の事業者の経営者の皆さん、それからそこで働く人、勝山の移動町長室では移住者の意見も聞きなさいというご意見もありました。どんな町が選ばれるのか、どんなことがみんなを惹き付けるのか、そんなことも率直にいろんな意見をいただける場を設置していきたいと思います。

あの移住・定住についてはいろんな方策があると思いますが、まあこれも一つの大きな仕事を作る

ということは大きな移住・定住の柱であると考えております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。いずれにしてもですね、やっぱりあの地元の企業っていうか、経営者っていうか、そういう人方とですね、十分やっぱり合意を取りながら置戸の方策としてどういうふうなことが一番いいのかいうことで、その辺は執行側はきちっと把握してですね、やっぱりこれによってどういうことをやっていくのかっていうことを考えてもらいたいというふうに思います。私はこれで終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 11 議案第 35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまで

————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまでの9件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今回の条例の改正についてでありますけども、地域おこし協力隊の報酬を上げるというようなお話がありました。私、ほかの町の町村のお話を聞いたことがあるんですけども、実際には、地域おこし協力隊の金額っていうのは、総務省から全額出ているというようなお話もありましたし、そのほかに町単独で給与、報酬を上げて協力隊の人を呼び込むということをやっているというような町村もあるというふうにお聞きしましたけども、今回の20万円という金額でありますけども、ほかの町村と比べるといかなものですか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今ご質問がございましたとおりでございます。実は、地域おこし協力隊がですね、この会計年度任用職員に該当させなさいということになりまして、本町といたしましてもその扱いのとおり、他の会計年度任用職員と同様になんですが、週35時間勤務のパートタイム、前着任の初年度の月額につきましては、16万4,567円というところで運用をしていたところでございます。ご質問があったとおりでございますが、国の示します特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の報酬費等の上限額が年々引き上げられている状況でございます。今年度は320万円まで、さらに次

年度は330万円まで引き上げられるということから、今現在の条例で定める範囲内で運用するといえますと、隊員の報酬等の最大で年間総額で約250万円程度に留まってしまうことから、そのギャップが広がっているという状況でございます。またこれは幅広く周知されている事実でございますので、他の募集しております自治体も含めると、隊員になりたいというご希望の方が条件をやっばり見られるというところございまして、実は、他の自治体との月額報酬の差を調べてみたところなんです、大体、地域おこし協力隊、このオホーツク振興局管内の募集している状況を鑑みますと、大体20万円前後というのがスタンダードであるということが分かりました。

それで、今後なんですけれども、この地域おこし協力隊にあってはですね、やはり制度として会計年度任用職員というくくりのなかでは、なかなか運用が厳しいというところもございまして、今回このような形の月額20万円という額で定めさせていただきまして、年度途中での採用等もございまして、年度途中の採用であっても、隊員間の昇給時期の差にとらわれないというメリットもございまして、このような形の運用となりました。なお、この20万円でございますけれども、管内自治体の月額報酬等々ほぼほぼこれで均衡が図れたのではないかと考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 当初、地域おこし協力隊8人あるいは9人という目標を持ちながら、なかなか今のところ2人ぐらいということで、新たな募集をかけていくような状況になっておりますけれども、何とか一人でも多くの方が本町に来ていただけることを望んで、私のご質問とさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 これから10月1日、採用に向けた隊員を募集するにあたりまして、その募集条件のなか、報酬額を月額20万円ということでの募集をさせていただきたいと考えております。そのため、今回この議会でお諮りをさせていただきました。一人でも多くの隊員を募集するべく、また一からやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○高谷議員 この機会に、コテージの料金も改めて見直すと。これは、最大がこの金額ということで、年間的には利用の時期というか、いわゆる繁忙期であるとかそういうときに合わせて、この料金については、トレーラーハウスについては、これ最大値が1万5,000円ということにとらえていいんでしょうか。年間通して1万5,000円と、そういうふうに固定するのか。コテージも利用繁忙期は、少し高いと。いわゆる利用の頻度の低い時期は少し抑えた金額を設定しているというふうに聞いているんですが、その辺はどういうふうにとらえたらよろしいですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの議員からのご質問の関係ですけれども、あくまでも今回の条例改正につきましては、議員がおっしゃられたとおり、上限額の設定ということでご理解をいただければというふうに思います。現在のコテージにつきましても、3段階の料金設定をさせていただきます。6人用、4人用それぞれ条例に基づく上限額以内のなかで、繁忙期、閑散期、それからなんて言います、夏場、冬場、繁忙期というような3段階の価格設定をさせていただいているんですが、トレーラーハウスにつきましても、それに準じた形で料金設定の方をさせていただく予定で現在検討の方を進めているところでございます。あくまでも1万5,000円は、マックスの金額ということで、その範囲のなかで設定をします。金額設定は、3段階というような状況でございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 比較的1万5,000円、ここは2人定員が2名ということで、これはあの周辺も含めてというか、一つのスペースは、トレーラーハウスのなか以外にも活用しようとすれば、例えば、テントを張るとかいろんなことをすれば最大値はもっと人の活用増えるのかもしれないんですが、ちょっとコテージと違ってスペースに限度があるんでね、これあれなんですけど、4人用であっても常にそれが4人で利用されているかっていうと、そこはちょっと疑問なところあるんだけど、トレーラーハウスについては、これ以上の利用、2名以上の利用っていうのは、外のスペースも全部活用しないと使えないような、そういうスペースですので、比較的食事もない、自分で確保しなければならないとか、そういう意味に置くと若干、設定としては、コテージから比べると割高に考えられるんですが、その辺は一つ臨機応変にお願いしたいなと思いますけれども、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 社団法人のゆうゆうの方でもですね、いろんな縷々その議論がございました。6人用と4人用のコテージで考えますと、ざっくりと金額から、マックスの金額から割り返すと、1人当たり5,000円ぐらいの単価になると思います。トレーラーハウスで考えますと、同じように単純に1棟貸しを予定していますので、1人5,000円で考えますと、1万円というのが一つの基準になるのかなというふうに思いますが、コテージとの大きな違いというのは、温泉が室内にあるかないかっていうのが多分大きいんだと思います。コテージにつきましては、コテージのなかでプライベート空間のなかで温泉利用ができる。トレーラーにつきましても、あくまでもゆうゆう本館の方にご利用

用いただくということで、食事の部分に関しましては、どちらも付いていないということにはなるんですけど、まあ大きいか、小さいか、利用しづらいか、しやすいかという部分でいきますと、トレーラーの方が議員おっしゃるように、ちょっと割高感が感じるかなというふうに思っております。今その食事の部分ですとか、それからずっとこの間、私の方からもお話をさせていただいておりますけども、アクティビティの提供だったりとかっていうのは、今も協議を進めております。秋口にオープン予定ということでお話をさせていただいておりますが、これもまだ正式なオープン日程というのは決まっておりますけれども、秋を目掛けて100%の状態ではスタートできないかもしれませんが、ある程度のところでスタートさせていただいて、引き続き必要なものについては、そのあとも議論をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、以前の議会の一般質問のなかでもですね、あそこのゆるゆる周辺のお話でもお答えさせていただいております。今の段階では、トレーラーを設置ということで留まっておりますけれども、今後の利活用のことも含めまして、ずっと継続協議という形で進めさせていただこうかなというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 今回にとどまらず、これからいろんな意味で発展させていくと、そういうことですが、そもそも当初は、これはコロナ禍のいわゆる密を避ける、利用のあれを拡散する、そういうのが当初の目的だったというふうに思うんですが、ある程度この今のコロナ禍が収まった時点では、やはりもうちょっとあれを核にして、言えば町有地のスペースをもうちょっと網の向こう側にもあるということですので、その辺も少し発展させながら検討していってもらいたいなというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ありがとうございます。以前から協議会のなかでもそういうご意見もいただいておりますし、最近の新聞紙上のなかでもですね、やはりキャンプ場っていうのが非常に密を避けるという意味では、はやっているというお話も承知しております。近隣では、丸瀬布のキャンプ場が非常に好評だということもありますし、道南の方では、はやりのグランピングの施設が随分できてきているという状況も押さえておりますので、その辺も含めまして随時協議をさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 本来、これ消費税が10%に上がったときに、この料金というのは上げるべきでなかったのかなというふうに考えますけども、今回はトレーラーハウスの利用料に合わせてこの改定ということでありますけども、近隣町村の施設見ますとですね、入浴料、日帰り入浴料についても、もう500円じゃなくて600円とかに上げた施設等もありますので、その時々、消費税とかそういう時期を見ながらですね、常時よそと比べながら対応していかなきゃならないと。今回はトレーラーハウスと合わせてということでありますけども、時期をとらえてそういうふうにやっていただきたいというふうに考えます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 現場の方でその辺の近隣の情報含めまして、かなり押さえているということは承知しているところでございます。どのタイミングで上げるべきかというのも随時お話はさせており

ます。様子を見ながらというところも図っておりますし、今回、入浴料ではございませんが、コテージの方を上限額を上げさせていただいたというのも説明でも申し上げたとおりですね、トレーラーハウスとのバランスというところで、先ほど高谷議員からもお話があったように、トレーラーの方がちょっと割高感があるということもあるものですから、その辺のことも含めまして、近隣の情勢、それからコロナの情勢含めて現場の方にも伝えさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今回、この新型コロナウイルス感染症対応に要する経費ということで、補助金を付けてですね、ゆうゆの利用促進を図るといようなことで今回予算を組んでおりますけども、この金額、大人300円、子ども200円を料金から下げるといことでもありますけども、それに対して証明書みたいなものを提出しなきゃならないといことでしたけども、その辺の確認、従業員の皆さん、町民の顔皆さん覚えているわけでありませので、いろんな形で証明書を添付して出さんきゃならんという部分の町民への周知ですか、その辺も一つお聞きしたいと思いますし、それから、年間の券を買っている方がいるかと思ひます。そういう人たちの対応といひうか、その辺についても教えていただきたいと思ひます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの窓口での確認行為といひのが一点かと思ひます。現在もですね、JAFカードの提示、それからQunですかね、新聞に入ってくる情報誌の割引だつたりといひ制度がありますが、それも活用しているんですけども、それにつきて、証明書の提示を求めているといひ

うのが現在でございます。この辺少し議論があったところではあるんですが、そのところを求めておりますので、今回は町民に限り、その部分を提示していただくということですが、原則提示を求めさせていただいたというお話をまずさせていただきたいというふうに思っております。あとは、がちがちというつもりもないんですけども、ある意味、いろんな組み合わせのパターンというのが考えられるかと思えます。全く純粹に置戸の町民の方という部分もありますでしょうし、何でしょう、お子さんだったり、ご両親だったりというのが町外にいらっしゃるというような組み合わせもあるかと思うんですけども、その辺はある程度、現場の方にお任せをしたいなというふうに思っていることと、それから、周知の方に関しましては、徹底するのは現場の方での周知、紙の貼り出しですとか、カウンターでの口頭の周知。それから私たち行政の方でできることにつきましては、ホームページ、それから情報メールだったりですね、町の広報、おしらせ、それから各マスコミ等々をご利用させていただいての周知というような形になるかと思えます。

後段の年間パスポートをご利用されているという方につきましては、現場の方でもその方たちの人数も押さえておまして、多くはないんですけども数人いらっしゃるというふうに聞いております。その方たちに特別どうのこうのということは表立っては考えていないんですけども、現場の方ではその辺の人たちに対する対応というのも十分に考えたなかで、ちょっとこの辺の制度の調整というのはさせていただいているところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 ちょっと今の答弁だと、町民対象と言いながら、町外のお子さんや親御さんいた場合には、対象になるんでないかのような話もありましたけども、そういう受け止めでよろしいですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 基本的には、町民対象でございます。この制度を実施するにあたっては、あくまでも町民対象なので証明書提示を求めさせていただくということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

7款商工費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。9款消防費。10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 コロナの経済対策についてなんですけど、飲食業と飲食以外の業者さんの、それぞれの年収の減額について差を設けて給付金を交付するということなんですけど、飲食の方のですね30万円、これ40%の減額のところは30万円を給付するということなんですけど、それはそれでいいと思うんですよね。ただ、そのほかの業種の方、飲食以外の業界の方、これが13件と7件合わせて、それぞれ20件あるわけですが、この方も同じくね、収入が年収が40%減っていると。そして、だけこの方たちについては、給付額が1件20万円だと、10万円少ないんですね。私は、それはそれとしてね、飲食の方については、それはそれでそういう算定のなかで30万円給付するというこ

とはいいと思うんだけど、それであればね、ほかの業界の方もね同じだと思うだよ。要するに、トータルして2019年の売上と比較して私も、例えばですよ、例えば飲食じゃなくて、何だろう、呉服店やっているとか、何かやっているとか、いろいろ商売やっている方おられると思うんですよ、製造業の方もあるけど。それだって同じだと思うんだよ。収入が減っていることには間違いないし、だから私は、そこで差を付ける必要ないと思うんだよ。やっぱりこれはコロナの経済対策で、コロナで非常に営業が苦慮していると。そういうことであればね、同じくこの率で減収であれば、同じ単価で給付すべきではないかと思うんですけど、その違いをどういうふうに、なんて言うんですか、説明されるのか。合理的なそういった理由があるのかないかちょっと示してほしいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの議員のご質問ですが、飲食店に手厚くと言いますか、みんな平等ではないかということかというふうに思います。議案の説明資料のなかでも、第1弾、第2弾、第3弾の申請件数、それから業種別のものを示させていただいたところがございます。昨年の第1弾のときにつきましては、全体で67件。これが第2弾になりますと、41件。第3弾になりますと、23件ということで、直近になってくると、少しずつ減ってきているという現状が一つございます。

そのなかにおきましても、説明のなかでも申し上げさせていただきました飲食店に限ってちょっとアップをさせていただいたというのは、宴会をご承知のとおり、宴会が全くできないという状況がございます。これ先ほどのご質問のなかのゆゆの部分でいきましても、一切宴会ができていないということで、ちょっとその部分がかなり手痛いというお話も聞いておりますし、各飲食店の方からでもありますね、その大人数でのやはり出入りが少ない物理的にできないというところがかなり大きいというお話を随分この間賜ってきているということがございます。今年に入りまして少し良くなってきたかなという状況ではあったんですが、ゴールデンウィークを機に、また緊急事態宣言という状況が出されて、また逆戻りをしてしまったという状況のなかでは、一つやはりそのところが私どもとしては、考えた柱であるというふうにご理解をいただければというふうに思っております。もちろん飲食業以外の業種につきましては、落ちていないというふうには全く思っておりません。その方たちも当然落ちているというふうには思いますが、同時に金額を揃えた上で、その大人数での部分を考慮して、逆に飲食店の方に少し上乘せをさせていただいたというのが今回の積算の根拠ということになっております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 その宴会の大人数の予約が全然取れていないと言うか、それでかなり飲食業については、経営のダウンが大きいということの説明だと思うんですね。それはそれで結構なんですけど、ただね、もしそうだとすればね、ほかの業種と比較して飲食業が特に大口の予約がキャンセルが多いとかっていうことで、著しくね50%とか60%とか前々年ですか比較して多いのであれば、その部分はまた別なランクでね、飲食業にね支援してやればいいと思うんですよ。それだけこれは40%の区切りだから、もっともっと大きいんですよ。もう6割も7割も減収しているんですよというそういう事情があればね、それに対する対応を取って然るべきだと思うんですね。そういうことを考えると、ほかの業種の方はね、私のところでも30%なんだけど、10万円の差があると。そこでのなんて言うのかな、不公平感っていうのが出ないのかっていうことが一番大きいのと、それから今言ったよ

うに、飲食が特に大口の予約が取れなくて宴会が取れないんで、さっき言ったとおり、すごい大きな経営ダウンだっていうことであれば、それに対するランクをもう1回ね、40で区切らないで50とか60とか、それに区切ってさらに経済対策を打つべきだと私はそう思うんですが、今回だけではないと思うんですね。あとまた9月にもあるのかもしれませんが、そういったことを含めて今後の対策って言うかな、そのことについてどうお考えか、ちょっと示してください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 貴重なご意見ありがとうございます。実は、正直申し上げますと、特に飲食店に限って対策を打ちたいというのは、ずっと担当を含めまして、上司も含めましてそういう思いというのはありました。ただ、逆にちょっとそれ以外の業種のところの部分もあるものですから、ちょっと同じ事業のなかで給付金のなかで今回差を付けさせていただいたというのが正直なところでございます。

先ほど議員もおっしゃられたように、今後の部分があるということで、これ予定では今20日の緊急事態宣言というところがですね、新聞報道では少し解除になるんじゃないかというお話もありますが、今後、まだ北海道のコロナの情勢っていうのは、どういうふうになるか分かりませんので、経済対策っていうのは、引き続き行っていかなきゃならないというのは、私どもも理解しているところでございます。今後に向けたなかで少しその辺をですね、ただいまいただいたご意見を参考にさせていただきながら検討していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。今回の積算に関しましては、議員の方もご理解いただいているということで、この形でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 項目って言うか、款変わりまして、土木費の道路橋梁費の町道敷地確定に要する経費ですが、これ中里地区が、一部安住も被っているんですけど、このなかで今回、用地測量確定のための経費ということで計上されているわけですが、今後ですね、これが確定した段階で一部民地に入っている部分があると思うんですよね、用水路にね。その買い上げて言うかな、基本的にはこれ用地確定して町有地って言うか、明渠の土地と、それから個人の土地を明確に線引きするということで、そのための委託料なんですけど、その後ですね、確定した段階で将来的に個人から買い上げていうことが当然あると思うんですよね。それは将来ということなんだけど、今後ですね、今年そういうことが発生するのかわからないのか、4年度に向けるのか、この事業に対する考え方をちょっと示して欲しいと思うんですよね。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回の用地確定測量委託業務についてご説明をいたします。今年度、用地確定測量、承認いただければですね、用地を購入する面積を確定いたしまして、土地の所有者の方とですね、単価と面積について協議をいたしまして、確定後にですね、購入の手続きを進めていきたいというふうに考えております。そちらにつきましては、今年度中に実施したいというふうに考えておりますので、金額等ですね、見えた段階で、また補正予算というようなことでご提案させていただきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

5項保健体育費。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 図書館費のところ、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費ということで少しお伺いをしたいと思いますけども、12店舗の店とのコラボレーションをしてテイクアウトあるいは図書館の図書を利用者に提供するというようなお話でしたけども、7月から10月ということで3か月間では、取り扱う量にもよりますけども、一律の2万円じゃなくて、取り扱いの多い店には、もっともっと金額を上げてもいいんじゃないかなというふうな感じがしますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 図書館利用促進事業についての説明をさせていただきます。今回、予算で計上いたしました報償費24万円につきましては、この事業にご理解、ご協力をいただき、参加してくれた飲食店に対する謝礼金でございます。お弁当につきましては、各飲食店の方たちが設定した金額で申し込みのあった町民の方たちにお支払いしていただくということから、お弁当代金については、飲食店の方が受け取って、図書館としては、この事業に参加していただきありがとうございますということで、謝礼金として払う金額でございますので、お弁当の材料費という意味合いではないということをご理解いただければと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 今の部分ですけども、テイクアウトするやつを図書館に持って来るといような手間もありますので、結構、従業員の少ない店とかいろんな対応については、逆に経費が掛かるんじゃないかという心配をしていたものですから、もしそういう事案が発生したときにはですね、そういうその金額の一律ではなくて、2万円っていう謝礼じゃなくて、その事業量に応じたというような形が望ましいんじゃないかというふうに思っていたんですけど、その辺はいかがですか。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 この事業に関しましては、飲食店の皆様方のご理解、ご協力がなければ出来ない事業でございます。内容等につきましても、ご参加いただける飲食店の方たちといろいろ協議しながら、日程等も含め進めていきたいなと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今のところなんですけど、期間は7月から10月までの土曜日ということなんですけども、ちょっと腑に落ちないと言うか、なんて言いますか、ランチのテイクアウトにつきましては、ある程度、昼と夕方等々の時間が考えられるんですけども、例えば、ここに書かれているように、例えば、お菓子類だとか、そういった物のテイクアウトっていうのが、もしかすると3時になったりだとか10時になったりだとか、そういったようななんて言うのかな、時間差で利用される方の対応と

いうものを、まずどういうふうに考えておられるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 期間につきましては、7月から10月までと想定しておりまして、時間帯につきましても、お弁当に関しましては、食中毒とか夏場にもかかりますので、そういった問題もありますことから、お昼の11時から1時ぐらいまでの間の時間帯で申し込みのあった完全予約制とさせていただきますので、申し込みのあった方たちに取りに来ていただくということになりますが、それ以外の例えば、今おっしゃられましたように、喫茶店ですとか、菓子店の方たちに関しましては、その時間帯に関わらず、図書館が開いている時間でお店の方たちの都合の良い時間帯で販売していただければと思っております。

○岩藤議長 ここで質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩	11時58分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）。

歳出。12ページ、13ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。15款道支出金、1項道負担金。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 5ページの、新型コロナウイルス云々って交付金が1,600万円ほどありますけれども、実際にはもっときているんですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 第3次交付分といたしまして、4,000万円。トータルですけども、今現在4,800万円の留保を持っておりまして、今回お諮りさせていただきました1,662万5,000円を差し引きますと、留保財源といたしましては、3,137万5,000円まだ留保しております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 今回、1,600万円ほど使って、残りが3,100万円ってということですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 まだ3,137万5,000円の交付金の額が残っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 薬品脱水の基盤が壊れたということで、今手動でやっているというような説明がありましたけども、この250数万円かければ、今度はちゃんと自動と言うか通常の作動ということでよろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回の修繕料、253万円ということで計上させていただいております、こちらの方で説明をさせていただきました、薬品の制御装置を交換いたせばですね、手動から自動に切り替えて通常どおりの運転が可能ということとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員の皆さんは議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 13時06分

再開 13時15分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまでの9件を通して質疑漏れはありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 一般会計補正予算の、先ほど小林議員が聞かれておりました、いわゆるコロナ関連の臨時交付金の関係で、残り3,137万5,000円というふうに説明がありました。この関係の事業については、100%国の交付金で賄われる事業だというふうに思うんですが、いわゆる今後ね、3,137万5,000円については、どのようにこれから活用って言うか、ある程度メニューは考えておられるのか。仮に、これは繰り越さない事業だとすれば、3,100万円なり残された部分の事業について、ある程度のりしろも考えながらいろんなことを想定しながら事業を組み立てていかないと、これ最後にすべてが全部消化できないって言うか、クリアできないということも予想されるんですが、今後の事業においては、その辺についてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

例えば、さっきのゆーゆーの関係の300円や200円の補助の関係についても、これからのいわゆる入浴者なりそういった人たちの想定を考慮して、仮にもそれが520万円クリアできない場合も出てくるんじゃないかという場合について、繰り越さないとすれば、これ消化できないということも予想されるんですが、その辺についてある程度のりしろは考えているのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今回ご提案をさせていただきました事業につきましてですけども、これも事業実績等によって交付金の使用の額も変わるだろうということは、想定をしております。また、留保させていただいています、この金額でございますが、今、新型コロナウイルスワクチンの接種も始まっていると言いながらも、まだ国際的にもそうですし、また、日本国内においてもですけども、収まりと言うには、まだまだ程遠い状況であると。本町においても、これから先ですがどういった、先ほど産業振興課長も答弁させていただきましたけども、いわゆる経済対策、今回だけで終わりではなく、町内のいろんなことを加味しながら即時に対応していかなきやならないという財源として、この3,137万5,000円は留保している状況でございます。もちろんその状況、これからの状況におき

まして、臨時会ですとか、それから状況によっては、専決処分を含めながらですけども、即時に対応していくという姿勢でこの留保財源を活用してまいりたいと。これにつきましては、繰り越すことを前提として考えておりませんので、然るべく時期にですね、その時々状況を踏まえた事業についてのお諮りをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 現状は今のコロナって言うのは、いつ収まるかどうか全く予想がつかない、一番頼られるのは、いろいろ議論ありました、コロナのワクチンの関係。これがある程度普及して経済活動がまた復活してくると、いろいろ変わってくるんだらうというふうに思うんですが、それまでは何とかこれしのがなきゃならないということですし、そういうことに結び付ける、いわゆる経済対策なり、そういうとこに結び付ける方法をこれから少し検討しながらやってもらいたいなというふうに思いますので要望しておきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまでの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第27号から議案第35号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についてまでの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第27号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第27号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第28号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第29号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 置戸町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第1号)及び議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して採決します。

議案第32号及び議案第33号の2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第1号)及び議案第33号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)の2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について及び議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についての2件を一括して採決します。

議案第34号及び議案第35号の2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約の変更について及び議案第35号 北見地域介護認定審査会共同設置規約の変更についての2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第15 意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書まで
————— 4件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第12 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第15 意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの4件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第2号から意見書案第5号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件について一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの4件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの4件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第16 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に、今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時31分